

たとえば、軽減額の割合が高額所得者のほうがかえって百五十万あるいは二百万というようなところよりも高くなってきたおとという数字がちよつと出ておるわけであります。こういうことに示されますように、高所得者優遇措置ではないかといふことがいわれておるわけでありますが、この点についてはいかがでしょう。

○高木(文)政府委員 今回の給与所得控除の改善というのは、単に減税ということではなくて、かなり給与所得控除制度を根本的に手直しをいたしましたものでございます。給与所得控除の性格につきましては、しばしば当委員会においてもお尋ねをいただき、お答えを申し上げておりますとおり、必ずしも明快直截なものではないわけでございます。すけれども、しかし、何といひましても、必要経費の概算控除という性格が最大の給与所得控除の本質でございます。

そこで、必要経費の概算控除ということになりますと、事業所得者その他の場合について考えてみますと、御存じのように、頭打ち制度がないわけでございます。たとえば、作家が著作物を出す、印税の収入があるという場合に、毎年毎年その印税の収入については、多い年も少ない年もあるわけでございますけれども、その場合の必要経費の見方というものはつきましては、いわゆる頭打ちということと、どこかで金額がとまってしまうということはないので、やはり収入の額に応じて増加していくという考え方をとる。これはいいか悪いかは別にいたしまして、長年行なわれてきたことであり、かつそれが一般の常識に合うということであるわけでございます。

それを考えますと、サラリーマンの必要経費の概算控除であるという性質を持つ給与所得控除について、現行制度のように、給与収入六百十六万のところまで七十六万円の最高限度額で頭打ちになつておるといふような制度は、やはり何として給与所得控除を本来の意味における必要経費として考えているものではない、不十分である、不徹底であるといわざるを得ないわけでございます。

で、私どもといたしましては、この問題を理屈の上で議論いたします過程におきまして、かねてから問題があるというふうな考えておったわけでございますが、これを今回のように青天井にいたしますというところは、言ってみれば、その改正の時点においてかなりの財源を要することになりますので、数年前から心がけておりましたけれども、なかなか実現できなかったわけでございます。今回かなり大規模の減税ができるという減税のために財源を充当することができるといふ事情にありますというところにも関連いたし、また給与所得控除制度に頭打ちがあることがいろいろな税制上の弊害のもとになっておるといふ御指摘を各方面から受けましたことに関連いたしまして、踏み切ったわけでございます。

その結果、おっしゃるよう、俗に金持ち減税といひます。重役減税といひます。金持ち減税御批判を受けることになるわけでございますが、そのこと自体は、ある意味では、ことばが適切でございます。覚悟の上でございますが、十分それを見きわめた上で、なおかつ思い切つてそういうことにしたほうがよろしいというものでしたわけでございます。その結果、かなり軽減割合その他の点において、中級、高級所得者に有利な税制改正になっておるといふことは事実でございます。

○野田(毅)委員 私は、給与所得について、従来のような控除限度額七十六万円、この頭打ちがあつたということ自体が本来おかしいのではないかと。現在、総合課税ということが近代的な所得税であり、原則であるといふことになっておりますが、実際に中身を見てみますと、どうも汗を流して働いて得た所得というのに対しての税の扱い方がかなり過酷である。

これに比べて、たとえば、土地の譲渡なり、株式の譲渡なり、あるいはまた、理屈はありましようが、配当については配当控除もある。こういうような、知恵は働かせたかもしれないが、汗を流さなくても得られるような所得、しかも、全般

的に見て、いわゆる金持ちというものはどういふ所得の種類によつて所得を得ておるかということをお考えますと、やはりこういう資産性所得について、もつときびしくしなければいけない。ところが、現実には、いろいろな名目のもとにこういう総合課税というものの原則がくずされておつて、結局は、給与所得者に対してかなりきびしい税体系になっておるといふことも事実であらうかと思ひます。

そこで、給与所得控除について青天井にされるということとは、これはまたその意味でけっこうであります。もつとほかのものも含めて、実質的には一種の総合課税というものがもうくずれておるのじやないかという気さえるものでございまして、から、ここらで一応分類所得税のものを考え方、これはかつてあつたわけでありましたが、今日必ずしも分類所得税によつてのみ税体系を考えようというところではありまじやないけれども、もう少しその意味で勤労性所得といふものを優遇する、そして資産性所得に対してはもう少し重課していいのではないかと。この全般的な哲学が、どうしても必要になつてくるのじやなからうかと思ひます。こういう分類所得税といふものについて、ひとつ局長自身のお考え方を聞かせ願ひたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 現在の所得税制は、御存じのように、総合課税ということになっておるわけでございますが、さて、現実はどうかというところになりますと、御指摘のように、かなり総合課税から離れておる面があるわけでございます。総合課税からどういふ面が一番はずれてきておるかといひますと、勤労性所得と資産性所得の問題であるといふことも、これまた、ただいま御指摘になつた点でございます。

そこで、所得税の体系の問題として考えますと、きには、勤労性所得と資産性所得のバランスを回復するということに最大の焦点を置かなければならないといふことも、いままさに御指摘のとおりでございます。そういう方向に向かう場合にどう

いう道があるかと申しますと、一つは、総合課税のたてまえをとつております現行制度のままで、いろいろくふうするといふ考え方でございまして。この考え方の中でやり得る方法は、一つは、今回のように勤労性所得の軽減を進めていくといふのが、一つの両者の接近をはかる方法でございます。第二の方法は、資産性所得の重課をはかつていくという方法でございます。

この資産性所得の重課の問題は、どうしても考えなければならぬ問題でございます。特に、たまたま現在の資産性所得のアンバランスの典型的なものは、土地の長期譲渡所得の分離比例税率といふものがその最も典型的な形であり、言ってみれば、課税の公平を害するような形で税制になっております。これをどうするかといふのが具体的な日程として考えられる問題でございます。現行の長期譲渡所得の分離制度は、御存じのように、四十四年から始まつておりまして、五十年の十二月三十一日までの制度になっております。これをぜひとも五十年で税制改正の際には何らかの形で考えなければならぬ。片方で、土地政策、宅地対策といふことを考えながら、同時に、税の不公平の是正という見地からメスを入れなければならぬといふふうな考えております。

今回の四十九年度改正におきましても、むしろ日程を繰り上げてやつてはどうかという御意見も各方面から寄せられました。私どもも研究いたしました。が、どうもまだ具体的にどうしたらいいかという名案が浮かばないといふことのために、予定どおり来年まで見送らしていただいたわけでございますが、そういう方向でひとつ資産性所得の中の、特に土地問題の税負担のアンバランスの是正に努力を続けてまいりたいと思ひます。

第二は、御指摘のように、分類所得税に戻つてはどうかということでございます。このことは、私ども中で議論いたします際には、やはりちらちらと出てくる議論でございます。私ども自身も全く頭のないというわけではございません。やはり、第一の総合所得税のままで改善する方法と相

対応する考え方として、分類所得税という考え方を絶えず頭の中に置いてはおります。置いてはおりますが、しかし、総合所得税のままで現行の弊害を除去するというのを完全にあらためるという考えが、ギブアップするには少しまだ早いのではないかと。

土地につきましてもそうですが、株式につきましても、配当あるいは株式の譲渡所得につきましても、それからまた利子につきましても、なおもう一段と総合の実をあげる方法はないかというところについて、努力を繰り返していくべきではないか。その上でなおかつうまくいかないという場合に、初めて昔の、戦前の分類所得税に戻るといことが検討の課題になつてもいいのではないかと。いろいろのウエートで、現在のところは、分類所得税のことは頭の片すみにはあるという程度のご意見で、いま直ちに、総合所得税がうまくいかないから分類所得税に戻るといふふうには考えていないわけでございます。

○野田(税)委員 所得税についてはまだいろいろこまかいところがあつたと思いますが、これはいづれほかの委員からも御質問があると思つたので、次に法人税の問題に入りたいと思つた。

御承知のとおり、今年度の税制改正案では、たとえ金融機関に対する貸し倒れ引き当て金の繰り入れ率の縮小、あるいは法人税の基本税率の引き上げ、これに対して中小企業については、たとえ同族会社の留保所得課税の限度額の引き上げ、あるいは軽減税率適用範囲の拡大、こういう形で、あるいは大法人に重く、中小法人には軽くという方向づけが従来以上に強く、明確に打ち出されておるということは、やはり一つの前進であらうかと思つた。

特に、かねてから批判の強い交際費損金算入限度額の縮小の問題、これをどういう形で縮小するか、たとえば四百万という定額部分について手を触れるのかどうか、いろいろ御検討なされたと思つたが、その結果、資本金基準というものについて、従来の千分の二・五から千分の一に圧縮を

するといふような形で、やはりそういう意味では、これも大企業に相対的に重くなるような配慮を加へられたわけであり。

そこで、これは前から問題になつておるのですが、実際問題として、基本税率の引き上げはなされたのですが、配当課税率が、これも一応引き上げになつてはおりますけれども、やはりいよいよ経過措置がとられておるというこの問題でございます。

従来から、確かに、今日の日本の税制そのものの考え方が、いわゆるシャープ以来の法人擬制説の上に立つてなされておる。したがって、こういう配当課税率がいろいろあるわけでありまして、しかし、税制をつぶさに検討してみますと、必ずしもこの法人擬制説そのものが純粋な形で適用されておるわけでもないし、さらに重要なことは、一般国民がすでにそういうような考え方を持っていない。特に、資本と経営がかなり分離されてきておる。しかも、企業そのものが独立した主体として行動しておる。そういう社会的実態から考えますと、この際、配当控除をも含めて、配当課税率というような措置そのものについてもひとつ思い切つて廃止したらどうかという意見が出てくるのも、もっともなことであらうかと思つた。この点についての当局のお考えをお聞かせいただきたいと思つた。

○高木(文)政府委員 今回の法人税率の手直しに関連をいたしまして、法人税の仕組みをどのようにしたらよいかということも、かなり部内では検討をいたしました。政府の税制調査会に諮問をいたしますが、意見を出しますときには、その点は整理をいたしまして、今回の法人の税負担を上げるといふことに重点を置きまして、法人税の仕組みをどうするかというところは来年度以降の問題にしてはどうかという形で、税制調査会の議論をあまり多方面に拡散することを防ぐ意味で、そういう持ち出し方をいたしました。しかし、繰り返して申し上げますが、部内では相当その点も研究したわけでございます。

いずれにいたしましても、法人の制度につきましては、法人間の支払い配当、受け取り配当について、何らかの形による調整が必要でございます。現在は、御承知のとおり、これを支払い段階で調整するといふ感覚ではなくて、受け取り段階で調整するといふことにしております。ある企業が他の企業から受けました配当は益金に算入しない、こういうことで、こちらで課税になり、もう一ぺんこちらで課税になるといふのを防ぐために、支払いの段階では課税になるが、受け取りの段階では課税にならない、それから、受け取る人が個人であれば、それは配当控除という制度で調整する、こういうことになつておるわけでございます。

この受け取り段階での調整制度がいかかどうかということにつきましては、いわゆる利潤課税であるとかあるいは実在説であるとかということとの関連から、考え直したらどうかという議論があるわけでございますが、そうかといつて、二つの法人間あるいは法人と株主との間において調整をしないという議論はないわけでございます。やはり何らかの形で調整は必要であるということ、これは理屈の上で当然だとされておるわけでございます。

そこで、ただいま非常に多様な御質問でございますが、まず第一に、配当控除をやめたらどうかという御議論がございましたけれども、この御議論は、配当控除をやめるといふことは、配当につきまして、受け取り段階での調整をやめて支払い段階への調整に持つていくこととございまして、その場合には、配当課税をいままでよりももっと厚くする。極端に申しますならば、配当も損金に算入してしまうところまで議論はいくわけでございます。

そこで、どつちの方向へ行くべきか。あるいは現在の経過措置でありますところの配当課税措置をやめまして、そして受け取り段階での調整に、二重課税調整に徹すべきかというのをそろそろきめなきゃならぬ。もう少し割り切つてい

なきやならぬ。そうしないと、一般の方々にわかりにくい制度になり、何か法人だけいろいろな特権措置があるみたいな印象が一般にありますから、それを一般の方にわかりやすい制度にするためにも、何らかの手を加へなきゃならぬということでございます。

ただ、今日の段階では、それをどつちの方向へ持つていくか。受け取り段階での調整の現制度をそのままにして、そして支払い段階での経過措置であるところの配当課税措置をやめるか、それとも根本的に法人税をやり直しまして、支払い段階の調整にするということにするかというあたりは、現在のところ、まだ、各方面の相当長時間にわたる大ぜいの方の御意見を徴しないと、結論が出ないと思つた。

ただ、申し上げられますことは、今回の税制調査会からの答申では、「法人に対する税負担のあり方の問題に関連して、配当課税制度、受取配当の益金不算入制度あるいは配当控除制度等法人税の基本的な仕組みについて本格的な検討を行なうとともに、所得に対する課税にとどまらず土地や償却資産に対する固定資産税等法人の負担に帰する各種の課税についても併せて検討すべきである」ということで「今後調査会」、税制調査会のこととございまして、「当調査会に特別部会を設けて検討を重ねるべきであらう」ということになつております。今年の五、六月ごろからこの問題に税制調査会では取り組んでいただくということを予定いたしておるわけでございます。

欧米の法人税制も、御存じのとおり、たいへんゆれ動いておるところでございます。それらをにらみ合わせながら、どこに落ちついたらいいか考えてみたいと思つたが、現段階で、私が二つのうちのどつちがよりよいかという考えを持つておるというわけではございませんので、その点は御了承を得たいと思つた。

○野田(税)委員 いま非常に懇切に御説明があつたのですが、一つ気になるのは、私が先ほど来ちよつと申し上げておるのは、配当課税をやめて

配当を損金に算入して、受け取り段階で調整をするということではなくて、支払い配当も基本税率並みの課税をする、受け取り配当についても、当然これも所得として課税をする、そういう利潤税説あるいは実在説に立った考え方ですっきりしていけば、その点の調整の問題というようにも、そんなに心配しないでもいいのじゃないかという気がするわけであります。

これに似たようなことは、現在すでに——たとえば、受け取り側が益金に算入されるから支払い側は必ず損金にならなければならないという理屈はないわけなんです。支払うほうが益金に算入されても、受け取るほうがそれに対する課税を、つまり、両方ダブルパンチを受けてもかまわないという制度は、今日の税法系の中にもあるわけです。御承知のとおり、役員賞与については、これは払うほうも益金処分で法人税が課税されるけれども、受け取るほうも受け取るほうで、やはり給与所得として所得税が課税されておるわけです。そういうようなこともあるのですから、今後検討なされる場合には、ひとつぜひともその点も考慮に入れていただきたいと思うわけです。

つけ加えますならば、特に、受け取り配当益金不算入制度というものは、これまで実際の税務行政面で、負債利子控除なんかの関係もあって、きわめて複雑な計算をしなければいけない。これは法人としてもいろいろたいへんなことでもあるろうと思ひますし、前からそういう産業界の中で、負債利子控除をやめてくれというような要望があることも事実でございます。したがって、この問題も、税制の簡素化という観点をも含めて、早急に御検討願いたいと思うわけでございます。

この点について、重ねて御意見を伺いたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 おっしゃることは、非常によくわかるわけでございます。昭和四十年の初めごろでございましたか、政府部内におきまして、また税制調査会におきまして、利潤税説的な考え方は法人実在説的な考え方で、もの

ごとを処理してはどうかという議論が盛んに論議されたことは、よく御承知のとおりでございます。したがって、御指摘のような考え方を前提にした法人税の仕組みを立てるといふことも十分考えられるところでございます。

しかしながら、問題は、もう一つ前に、日本の企業のように金融機関から借入れをして、そしてどんどん設備を拡張していく、その借入れた利子は損金になっていくということ、つまり、明治以来の企業の間接金融方式については非常に問題があるわけでございます。株式発行によつて市場からみずから直接資金調達する直接金融方式と、金融機関から金を借りて設備を増強したり、あるいはたなおろし資産の一部をそれでファイナンスしていくという間接金融方式とが、ほどほどに組み合わされるべきであるということではないかというのが、また別の産業金融の問題としてたいへん問題になっております。

その産業金融の問題を考えます場合に、現在は総じて借入れ金のほうが有利であつて、みずから資本を調達する方式のほうが不利であるといわれております。それを実在説で二重課税をきんごんとそこでやりますと、ますますその開きが大きくなつてくるという問題がありますので、その日本の企業金融のあり方いかんという問題とこの問題は密接に関連してござりますところから、そして今日のうちに自己資本率が二〇%を割つてしまつたという現状からいたしますならば、はたして実在説的な考え方で法人税を仕組むことがよろしいかどうかという点については、産業体制の問題として非常に大問題である。

先般来、国会で予算委員会等におきまして、一金融機関が一商社に多大の金を貸しているじゃないか、それはおかしいじゃないかという御議論が、ありますが、そういったことも関連いたしまして、直接金融、間接金融の問題はまさに大問題であるといふことでもあるので、税制の問題としてだけではない、産業体制、産業金融のあり方との問題で、この問題は私も取り組んでいかなければ

ならないと思つております。ただ、それはそう何年もゆつくり考えていけばいい問題ではないといふことがありますので、税制調査会でも、再び特別部会を設けて、この際もう一ぺん取り上げて研究してみようという姿勢を示されたのは、そういう趣旨でございます。御趣旨はよくわかりますので、ひとつ大いに勉強してみたいと思つてわけでございます。

○野田(義)委員 先ほど交際費についてちよつと触れたのですが、確かに課税強化がなされたわけでありまして、率直に言つて、いまのままの形でいくならば、この四百万という定額部分が、たいしたことはないかもしれないが、悪用されていくという面がないでもないのではなからうか。これを利用して、どんどん子会社をつくつていけば、完全にしり抜けになつていくのではな

いかという面もあるわけでございます。金額からいって、大企業が特にこれを利用しておるとかいうようなことはないかもしれませんが、しかし、いずれにしても、そういう子会社をたくさんつくることによつて、これをくつていく。特に、法人について多段階税率を採用しようというようなことを考える場合には、特にこの点が問題になつていく。利益を分割していく、これをどうやって監視をしていくかということになるわけですが、今日、企業の中においてもコンピュータ方式を相当取り入れておるといふことも実態でありますし、特に大手の大商社あるいは大銀行を中心とする企業グループにおいては、企業ぐるみとしての決算といひますか、そういうものを一つ頭の中では当然こしらえておるはずであります。そういう連結決算というやうなことを、もうそろそろ子会社をたくさん持つやうな法人について義務づけ

ていくといふことも考えていつていいのじゃないか。もうすでにそれが可能な事態にきているのではないかといふ気がするわけですが、この点について、お考えをお伺いしたいと思います。

○高木(文)政府委員 御指摘の連結決算といひますか、連結財務諸表の問題につきましては、現

在、主として企業会計のあり方の問題として検討が進められております。

なぜそういう問題が日程にのぼつてきたかといひますと、日本の企業が国際化をしてまいりました、日本の会社の発行株式が外国の証券市場で取引される、上場されるというやうな形にだんだんなつていくであらう、それから外国の発行会社の株が東京証券市場に上場されるということになつていくであらうということに関連をいたしまして、諸外国が大企業についてやつております連結決算方式というものを、日本の場合でも取り入れていかなければいけないということから、現在、企業会計審議会を中心にかなり精力的にその検討が進められておることは、御承知のとおりでございます。

これを税の面でどう受けとめるかという問題でございますが、率直に申しまして、私もまだその検討に入つておりません。いまのところ、企業会計審議会のほうで、この問題をどの辺のところに着着をつけるか、たとえば親子間の持ち株比率がどの程度のものから連結に持つていくかというやうなことについていろいろの議論が進んでおりますので、その成り行きを、言つてみれば、静かに見守つておるといふのがわれわれの現在の立場でございます。

しかし、それが進行してまいりますならば、それに応じて税のほうでどう受けとめていくかといふことを考えなければならぬ段階に、だんだん入つてまいらると思ひます。しかし、私自身あまりまだよく理解ができておりませんが、税のほうにこれを取り入れてまいりますことについては、税の制度が相当複雑になるやうでございます。どういふ問題が起つてくるか、なおいろいろ検討してみなければなりません。どういふ問題がありそうかというテーマのリストアップをこれから始めようかといふくらいは段階でございます。

先ほど、法人の税率について段階にしたらどうか、あるいは交際費の問題で子会社がたくさんあると問題があるじゃないかという御指摘がございましたが、まさにそういう問題がございます。そ

ういう点から、税の公平の問題から何か考えてみたらどうかという御指摘でございますが、それも一つの考えではございますが、何もやっていないというわけではなくて、企業会計のほうでかなりそういう検討が進んでまいりましたので、それを受けとめる形で研究を進めてまいりたいと思っております。御趣旨とは若干ギャップがあるかもしれませんが、私も、そういう意味で連続決算の問題を、野田委員長言われますほど積極的な意味ではございませんが、やや受け身の形でございまして、研究はしてまいりたいというつもりでおります。

○野田(義)委員 いまちょっと触れたのですが、特に最近、大商社なり大手企業が海外に進出して現地法人をつくっていくという形がよく見られるわけですが、この前の予算委員会のいろいろな質疑の中でも、こういう海外につくられた現地法人の所得がはたして正確に本社の所得に反映されておるか、その辺を実は国民も非常に知りたいわけでありまして。

特に、為替がこれだけ動いておるといような時期において、為替差損の計算がはたして正確にその点で反映されておるか、あるいは商品のやりとりの値段の問題、本社と子会社との間のやりとりのそこにかまかきがあるのではないかと、いような気持を抱いておるわけでありまして、この点は国税庁のほうにならうかと思ひますが、こういう現地法人に対する調査は、現在はどういうような形で行なっておられるのか、あるいはまた、今後どういふ形で行なおうとしておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○吉田(憲)政府委員 御指摘のように、最近海外の取引がだんだんふえてまいりまして、商社その他法人につきましては、海外の現地法人を利用しての取引が非常に多くなつてまいりました。ある場合には海外の支店、ある場合にはこちらが一つ、出先国の現地法人というか、こうでやっております。特に、出先国の方針がだんだん支店から現地法人のほうに推奨するように移つてきており

ますので、そういう傾向が多いわけでございます。御案内のように、海外法人の場合には、現地の所得自身は現地の課税ということでやっておりますのでございまして、それとの取引関係において、親会社との取引の段階において売り上げを落とし、あるいはかたに経費を計上したりというところ、取引全体がふえてまいりますとだんだんふえてきております。私も、これは、これについてはできるだけの確な調査をやりたいということ、いろいろなくふうをしておるわけでございます。第一には、何と申し申しても、そういう海外取引に対する調査技術の開発と申しますか、こういうものの研修あるいは開発ということにとめております。

それから第二は、租税条約におきまして、特定の国とは情報交換の制度がございますので、これを使つて活用してやっていく。それから、そういうものによつて、まず、国内にある本社の帳簿を調べまして、それで疑わしい場合、あるいはよくわからない場合には、海外出張によつて実際の把握をやるということもやっております。

これにつきましては、やはりこれまでは何と申し申しても、いろいろ現地へ出かけていってやるのには調査官自身の語学その他の限界もございまして、先ほど申しましたように、まずそういう専門の調査員の育成、訓練ということに重点を置いてきたわけでございますが、最近だんだんそういう不正所得も多くなつてまいりますので、積極的にこちらから出かけていくケースもござい

ます。○高木(文)政府委員 ちよつといまの補足して御説明させていただきたいと思ひますが、ただいまのはわが国の企業の海外支店における活動の問題に関連して、調査が十分できるかどうかというこの問題でございますが、実は、この問題は、国際的に非常に大きな問題になつてきております。御存じのように、アメリカを中心としてコングロマリットというのが世界で活動しておる。それ

ンス、イギリスというところにそれぞれまた関係会社がある、そのドイツ、イギリス、フランスの関係会社を、その出先出先の課税当局が十分にそれぞれ把握できるかどうか、そしてそれが総合した場合に、十分把握できているかどうかというのがたいへん問題になつておる。いまから三、四年前から、そういう欧米主要国とアメリカとの間に、一種の共同作業みたいなものをやってみたらどうかというふうな話が出ておるところでございます。

わが国の場合には、そういうものに比べますれば、まだまだはるかに多国籍企業というには値しない程度のものでございますが、それにしても、そういう方向の課税の、国境をまたがる公平みたいなことを維持していくことを考えまないと、税の課税によりまして、その企業の税負担アンバランスが出てまいります。それからまた、税の安い特殊な国がありまして、そこへ税が逃げる、本社が逃げるとか支店が逃げるとか、いろいろな問題がございまして。

そういうことがございまして、私も、私どももいたしまして、これは日本の企業の問題につきましましては国税庁のほうでいたしておりますが、国際的な処理の問題につきましましてはまたごく初歩でございますが、いろいろ国際会議等の場におきましていろいろ研究が進んでおり、かなりアメリカ系の多国籍企業の問題については検討が進んでおりますので、そういうことも今後の参考にして、順次整備をはかつてまいりたいということを申し添えておきたいと思ひます。

○野田(義)委員 これは税法と直接の関係はないかもしれませんが、きのうの何新聞でしたか、いま行政管理局のほうで、いわゆる国民総番号制の採用があるいは近くあるかもしれぬので、その秘密保持なりあるいはやり方なりについて指示をしたとかいふようなことが、ちよつと記事に出ておつたやうな気がいたします。こういうことになつてまいりますと、特に社会保険のほうからこの要請が強いわけでありまして、また特に預金の問題等

をも考えますと、非常に税務行政の上にとつてもこれはプラスになる措置である。いろいろ国民の中で反対論の強いことも事実であります。いずれにしても、これが早晩組上になつてはたして大きく世論をわき立たせるやうなことになるかもしれない。

そこで、私は、もういまからすでに、その採用に踏み切つた場合にどういふプラス、マイナスがあり、あるいはまた具体的にそれを取り入れた場合の税務行政のあり方と姿というものを念頭に置いて受け入れ準備をしておかなければいかぬだろうと思ひますが、この点について、国税庁はいまどういふ準備段階にあるのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○吉田(憲)政府委員 おつしやいますように、行政管理局を中心にして、その問題はいろいろ勉強しておられるわけです。特に昨日新聞に出ておりましたのを拝見いたしますと、電子計算機が各省でいろいろのつかうやうなものと、それとの関連をどう考えるかというのが一つと、それから特定の省あるいは特定の庁であれば比較的機密の保持が楽である、いろいろの省にまたがって一貫の番号をつけた場合に、場合によつては、どこかで一カ所秘密が漏れた場合に、一連のすべての資料がその番号によつてわかるということ、個人的な秘密の漏洩から見て非常に問題じゃないかといふやうな点もございまして、そういう電子計算機のあり方あるいは秘密漏洩防止のあり方と、そういう付番との問題の関連なども、やはり行政管理局を中心にして、関係の省庁を集めて検討をしたいというふうに考えておられるやうでございまして。

私も、やはり電子計算機を持つておられて、そういう面で、秘密の漏洩については、特に税の立場から非常に神経質にやっております。したがって、片一方で、おつしやいますように、付番によりまして、たとえば資料総合とかなどのときには非常にメリットはあると思ひますけれども、国民全般あるいは行政官庁全体のあり方と

の関連でわれわれは考えていかなければならないと思ひまして、そういう意味で、いろいろ勉強はしております。

○高木(文)政府委員 税制との関連で申しますと、しばしば非難を受けております。また先ほど野田委員から御質問がありました利子配当の総合課税を実現いたしますためには、それを完全に実施する方法としては、どうしてもこの制度との関連を忘れることはできないわけでございます。私どもとしては、ある意味でこの制度が早急に普及しますといえますが、実現に移るといふことは、課税の総合の実をあげるという意味においては期待をしておるわけでございます。

しかしながら、反面、いまの答弁の中で指摘がありましたような、非常に弊害を伴う危険があるわけでございます。そこで、メリットとデメリットが非常に交錯しているというところでございまして、そのことがありますので、ただ、この課税の総合の実をあげるというこのためにのみあまりにこの問題を急ぐということでもないのではないかと、いかんかというところで、慎重な考えでございまして、

しかし、いずれにいたしましても、行政の効率化という面のほかに、課税の効率化というためには、この制度はほんとうは非常に望ましいものであるというふうに考えております。

○野田(毅)委員 この問題を取り上げましたのは、私自身もかつて税の職場におりました、非常に申告整理なり内部事務に手がとられておるわけなんです。実際問題として、繰越勘定数の半分ぐらゐがほとんど内部事務の処理に追われておる。そういう中で、片や今回、超過利得税の課税の問題、あるいは徹底的に悪いやつをやつてつるという国民的な要求の高まり、こういうものにとどうにかえていくか、あるいは、そうはいっても、現在かかえておる定員の中では部門間の異動をやつても、それだけではなかなか処理しきれない。したがって、特に法人税なんかの場合には、いわゆる優良申告法人制度というものを設けて、い

わばいいところはもうあまり調査をしないようにしましようというような形での合理化をはかつていく。なかなかそれなりの苦勞はしておられるわけでありまして、税務職員の一線の苦勞といふものもやはりみんな理解してあげなければいけない、そういう点で質問をしたわけであります。

この点は、われわれが一番大事に考えておるの、先般各先生方の協力によって、修正つきではありましたが、教職員の人材確保法案が通ったわけでありまして、それと併列に論ずることとはもちろんできませんけれども、やはりこういう国家財政をささえておる第一線の、まあ警察はときには人を守つてくれるから感謝されることもあるけれども、税務職員だけは絶対感謝されることとがなれないという実情の中で、黙々とやっていかねばいけません。特にこういう世の中では、いろいろ反税団体なんかもありますし、その中でやっていかねばいけませんというところで、ひとつ税務職員の処遇改善についてぜひとも配慮していかねばいけません。この点について、今年度という点で税務職員の処遇が改善をなされたのかどうか、ひとつお伺いしておきたいと思ひます。

○吉田(重)政府委員 おつしやいますように、税務職員は非常に困難な職場で仕事を黙々とやっておりますので、私どもとしては特に二つの点に重点を置いて来年もやり、これからもやっていきたいと思います。

その第一点は、一般の行政職と税務職との俸給の水準格差でございまして、御案内のように、四十七年のベースでは九・五%の水準格差でございしましたのを、去年の八月の人事院勧告で一〇・三%まで引き上げていただきました。これが本年度の予算に入つておるわけでございます。しかし、いまおつしやいますように、教員等におきましては、三カ年で一〇%ずつという客観情勢もございしますので、私どももいたしまして、さらにこの点努力していきたいと思ひます。

もう一点は、等級別定数を、より上位の定数を確保するように努力しております。これにつきましても、税務職員が一番関心を持っておりますのは特三等級と三等級でございまして、本年度はこれについてかなりの増加をいたしておりました。さらに、新しく一等級の上に特一等級というのを新設いたしました、上位等級の頭打ちの解消をはかつております。

しかし、御指摘のように、われわれとしましては、非常に困難な職場であると同時に、終戦直後に入りまして税務職員の方、ずっと苦勞された方がそろそろ中高年の年代になられてきて、その方が非常に多く、一つの特徴ある体系をなしておりますので、この中高年対策ということもからめまして、さらに努力していきたいと考えております。

○野田(毅)委員 政務次官もせっかくお見えでありますから、政務次官は税関係だけでなくて予算のほうにも非常に敏腕を発揮されておりますので、来年以降もこの税務職員の処遇改善問題については積極的に取り組むのだというお気持ちをひとつあらわしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○中川政府委員 野田先生御指摘のように、確かに税務職員は好まれる商売ではありません。警察官ならばやつつけられるほうもあるけれども助けられるほうもあるという、相半ばしておりますが、税務職員は一方交通、恨まれる商売でありまして、第一線ではほんとうに苦勞されておると思ひます。そういう意味において、人権法における特別措置まではもちろんないへんだと思ひますが、気持ちの上でできるだけのことをしたい、来年度予算にも何らかの形で反映するようにしたいと存じます。

○野田(毅)委員 最後に、これはお願いであります。が、いよいよ確定申告の時期も迫つてまいりまして、今年度は非常にいづゆる納税相談の簡素化をされたように聞いておりますが、特に白色の場合の納税相談に關連するのですけれども、今年度は特に売り惜しみあるいは買い占め、これが大企業だけでなくて、末端に至るまでこれに似たようなことがあつて、いわゆる便乗値上げが見られた。これに対する利得をやはりきびしく税の面でも追及していかなければいけないという世論が非常に強いわけでありまして、この点については、非常にきびしくやっていただきたいのは当然なものであります。一方、先日にも実は熊本へ歸つてまいりまして、そういう事業所得者から泣き言を言われたわけでありまして。

この人は、まだ実際に納税相談に呼び出されたわけではないのですが、従来のようなセンスでまゐりますと、いわゆる利益率なりそういう所得率というふうな段階で、ほかの人がこれだけの掛け率をやつておるのだから、あなたのところもそうだろうというふうな言い方をされると困る。これは実は、自分のところは物価抑制に協力をするつもりで掛け率を落として売つておる。それをほか並みに課税されてしまつて、みんなと同じように便乗値上げをしたほうが、かえつて得になるのだというふうなやり方をされたのは困る、こういうことを言つておつたわけでありまして。

これはごくもつともなことでありますので、その辺はひとつ、従来以上にきまかく各納税者の実態に即した納税相談のあり方なり、あるいは今後の事後調査においても、こういう点を特に念頭に置いて、実情に即した調査というものをやつていただきたい。これは要望でございまして、その辺、ひとつよろしく国税庁のほうもお願いしたいと思ひます。

○吉田(重)政府委員 便乗値上げその他によつて非常に暴利をむさぼつておるという点も、所得をたくさんあげておるものについては、法人が中心でございまして、特に大きいものから重点的に調査課所管を中心にして、現在実施しております。

ただいま御指摘のケースは、おそらく個人の白の営業者の方だと思ひますが、その申告におきましては、ことしから納税相談のやり方をがらりと変えまして、いままでは署にお呼びしていろいろお話ししていたわけですが、原則として、今度は

署にはお呼びしない。申告書を出していただければけっこうだということにしております。したがって、いまお話しした点が起ったとすれば、事後調査をやるかやらないかという点、あるいは事後調査のやり方の問題だと思ひますので、その点におきましても、大口あるいは税務から見た悪質というものを重点にやっていきたいと思ひております。

○野田(総)委員 以上で質問を終わります。

○安倍委員 阿部助君。

○阿部(助)委員 何か午後から大臣の来る予定もあるようですし、お昼の時間の関係もありますので、私の質問の順序を変えて、本論に入るのはあとにしまして、まず税務行政についてお伺いをしたいと思います。

税務行政の執行にあたっては、たとえ大企業でありましようとも、また名もない庶民であらうとも、平等に取り扱うというのが法のものと平等をうたった憲法上の要請であらう、こう思ふのであります。この点はお認めになるのでしょうか。

○吉田(重)政府委員 おっしゃいますように、法令に従ひまして公平平等にやるのがわれわれの責務だと考えております。

○阿部(助)委員 さきに予算委員会、大商社の脱税が問題になりました。これらの会社の社長も、大体その事実を国会で認めたところでありました。これほどの事実がありながら、国税庁は青色申告の取り消しも行なわなければ、引き当て金や租税特別措置の取り消しも行なわれない。これはどういうことですか。

○吉田(重)政府委員 青色申告の取り消しにつきましては、いま御指摘の法人税の場合は、われわれといたしましては、法人税法の百二十七条に従つてやっております。通常の場合、この一号のたとえ帳簿等がはっきり書いてないとか保存がしてない、あるいは二号のそれに伴う税務署の指示に従わなかったとか、あるいは四号の申告書が期限までに出来なかったというものは、比較的事実問題としての確に把握できますので、これ

によつてやっております。

御指摘の点は三号の点でございます。これにありましように、「取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由がある」という点でございます。一般的には帳簿がわりあひにはつきりして、その一部に仮装、隠蔽があつた場合にも、はたしてそれが全体について真実性を疑うに足る事実があるかどうかという点で判断が非常にむづかしい、われわれといたしましては、そこはどちらかといひますと、慎重な処理をしておるわけでございます。

○阿部(助)委員 国税庁はこれに加重算税を課したことは事実ですか。

○吉田(重)政府委員 一般的にたゞいま申しました隠蔽、仮装の事実があつた場合には、われわれといたしましては、内部のことでは不正所得といつておりますが、そういうものにつきましては加重を課しております。

○阿部(助)委員 私のお伺ひしておるのを、あなたばかりしては困るのです。この問題になった商社に加重算税を課したのは事実かどうか、こう聞いておるのである、これは一般論じゃないのです。

○吉田(重)政府委員 個別の問題は、われわれといたしましてはその基準がございしますが、この問題につきましては、予算委員会でも社長さん自身もはつきり認めておりますように、加重算税を課しております。

○阿部(助)委員 加重算税を課しておると、こうはつきり言つておるのです。そうすると、加重算税はどういうときに課するのか。あなた、さつき条文をあげられた。もう私聞くまでもなく、仮装、隠蔽、こういうときに加重算税を課する。そういうことになつてくると、これは仮装、隠蔽があつた、だから加重算税を課したのでしょう。これは青色申告取り消しの要件ではないのですか。

○吉田(重)政府委員 先ほど申しましたように、

青色申告取り消しの要件は、私どもといたしましては、百二十七条の第三号で判断いたしております。そこに書いてありますのは、御案内のようにな、「取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由がある」という点でございます。加重を課し、そのもとになりまう仮装、隠蔽があつたことはその原因にはなりませんが、判断をいたしましては、帳簿の記載事項全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由があるかどうかというものが、百二十七条の三号の考え方でございします。

○阿部(助)委員 どうも納得できないですね。疑わしい、まだはつきりわからぬ。また、あなたのことばで言えば、むづかしい、だから青色の取り消しをしなかつた。疑わしいならば、なぜ懲罰的な加重算税を課したのだ。加重算税を課してないならいいのです。皆さんが加重算税を課したとすれば、仮装、隠蔽があつた、だから懲罰的に加重算税を課したのでしょう。私、何も青色申告を取り消すというのじゃないのです。ただ、法のもとで平等で、加重算税を課するに足る重大な仮装、隠蔽があつた、仮装、隠蔽があつたから加重算税を課したのだ、だけれども、大商社だから、大企業だから青色の取り消しはしない、それで引き当て金の取りくずしは目に見えて、それは消さない。だけれども、中小企業の場合には、びしやりとこれをやつてしまふ。中小企業だつて、青色を取り消されて、そうして専従者控除だ、事業主報酬だ、引き当て金、こういうものを取り消されてくれば、これはまさに中小企業にとっては死刑宣告だ。その点はあなた認めるのでしょうか。

○吉田(重)政府委員 最初に、先生のおっしゃいましたことについて、私が少し説明不十分だつたと思ふのですが、加重を課す前提といたしましては、仮装、隠蔽があつたからといふことでございまして、その仮装、隠蔽がありまうと、必ず加重を課します。加重を課すことイコール青色申告取り消しじゃございませんで、青色申告取り消し

は、記載事項の全体についてその真実性を疑うに足る相当の理由がある場合であります。

したがいまして、中小企業の場合でありましても、加重をいく一部課しまして、それによつて青色申告を取り消さないというケースはたくさんございします。したがいまして、われわれといたしましては、加重を課した、イコール青色申告取り消しではございませんで、やはりそこには、帳簿の記載事項全体について真実性を疑うに足る相当の理由があるかどうかという判断をやっております。

○阿部(助)委員 私は、どうもその点は納得できない。中小企業の場合には、最近、特に皆さんの考えが、一罰百戒的な考えでびしやりやつてしまふんだ。これは例をあげると言われれば、私、幾らもあげますよ。ところが、これだけ問題になり、いろいろ言うでしよう。帳簿がちゃんといつておるといつたつて、ちゃんとうそをつておるといふこともあるんだ。うそをつておるから、仮装、隠蔽があつたから、皆さんは加重算税をかけた。そうすれば、これは青色申告取り消しの最も要件なんです。それをおやりにならない。けつこうです、おやりにならないのです。

それならば、私が一番最初確認したように、法のもとに平等ならば、中小企業の青色申告もそうむやみやたらに取り消しては困るということなんでは、そういうのもあると言ふけれども、それならば、加重を課して青色を取り消さなかつたという件数をあげてみてください。

○吉田(重)政府委員 四十七年実績でございますが、若干その統計のとおり方は違ふかと思ひますが、青色申告に對しまして更正決定をやつた件数、これは八万九千件、約九万件でございます。それに對しまして、青色申告を取り消した件数が七千八百七十五件、約八千件でございます。

○阿部(助)委員 こういう形で青色申告を取り消されるということは、中小企業にとつてはたいへんな苦痛なんです。ですから、法のもとに平等なんだというたてまえからいへば、これだけ国会で問題になり、いや買ひ占めだ、いや何だといひ

る問題を起こしておる。こういうときですから、

皆さんのほうでは、大企業にはたいへん甘いという印象を受けざるを得ない。私はこの点が、どうも日本の税制そのものの全体を通じて、そういう感じを受ける。また執行面でも、こういう形で大企業にはいろんな理屈をおつけになって、そうして保護をされる。保護をされるのはほんとうにけっこうなんだ。

繰り返し言うけれども、私は取り消せという主張をしているのではない。だから、大企業もこうなんだから、中小のほうも取り消さないように、皆さんもう少しあたったかい指導をすべきだ。それではなければいかにも不公平だ。大企業だけが恩恵をこうむり、皆さんから保護されておるといふ感情を強く受けるということに、私はどうもあなただけの御答弁にまだ納得がいけないのです。それならば、中小企業に対する国税庁の態度を、もう一ぺんお伺いしておきたい。

○吉田(憲)政府委員 御指摘のように、この百二十七条第三号につきましては、特にいろいろ判断の要素が入りますので、私どもとしては、法のもとに、大、中小とも平等にやるように心がけておりますが、なお不十分の点がございましたら、中小企業のほうも大企業も平等にやりますように、努力してまいりたいと考えております。

○阿部(助)委員 委員長、どうでしょう、もう少しやってもいいけれども、本論に入るとお昼になって、切れ目が悪くなるのです。だから……

○安倍委員長 午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後二時八分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る二月二十七日質疑を終了いたしました。

おります。

○安倍委員長 これより討論に入るのであります。が、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○安倍委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○安倍委員長 ただいま議決いたしました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して森美秀君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田壯目君。

○山田(壯)委員 ただいま議題となりました関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、私よりその趣旨の説明を申し上げます。

まず、案文であります。案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略いたします。

御承知のように、今回の改正は、当面の内外の経済情勢から見まして、国民生活や産業活動に基本的な重要性を持ちます物資について需給関係が逼迫し、価格の異常な高騰を招いている事例が多い実情にかんがみ、かかる物資については、関税が輸入障害になっていると認められる場合には、これを軽減し、供給を促進することが肝要であるのであります。

このような観点から、物価対策として、このような物資を中心に関税率を引き下げるとともに、通関手続簡素化のための税率調整を行なうこととしております。

また一方、関税負担の軽減のほか、国民生活に

関連の深い物品については、経済諸情勢の急激な変化に対処し得るよう、一定の法定要件のもとで法令により弾力的に関税の減免を行ない得る措置の拡充を図ることとしております。

さらに、関税制度の面では、各種の産業優遇減税制度について、関税負担の適正化の見地から再検討を加え、新しい時代の要請にこたえようとするものであります。

しかしながら、以上の措置は、その内外経済に与える影響も大きいものがあると思われ、本法の施行にあたっては、わが国経済の実情に即した運用が特に必要であると考えられますので、次の点について政府の特段の配慮を要請するものであります。

その第一は、弾力関税制度についてであります。弾力関税制度は、国内の物資需給の安定をはかるため、現行の関税法、関税定率法の例外的な制度として実施されているものでありまして、現在その対象となっているのは、米、大麦、小麦、もみ、砂糖、豚肉の主要食糧六品目となっているのであります。この制度をさらに拡充し、衣類や食料品など国民生活に密接な関連を有する物品を追加しようとするものであります。

御承知のように、物品を法令で追加しようとするときは、その要件として、国内の関連産業に相当の損害を与えるおそれがないと認められることであることが要件の一つになっているわけであり、また、弾力関税制度実施の具体的な発動にあつては、本制度が価格見通しの確実性や政令委任という性格からいたしまして、その運用いかんによつては、法令で定められた物品が急激に国内に輸入され、ひいては国内関連産業の経営を圧迫し、関連産業の存立に悪影響を及ぼすおそれもあるものであります。

したがいまして、政府は、この制度の実施にあたり、関係業界などの実情を十分勘案し、慎重に運用すべきであります。

その二といひましては、本案におきましては、生活の安定、充実のため、生活関連物資の関税の

軽減または免除を行なうこととなっているのであります。その引き下げ等の効果が中間の流通段階で吸収されることなく、末端の消費者価格に十分還元されることが肝要であるのであります。

このため、政府は、物価対策の観点から、流通段階及び輸入品の流通機構に対し追跡調査を徹底する等、監視の強化等について特段の努力をなすこととあります。

以上で趣旨説明を終わりますが、何とぞ、各位の御賛同をお願い申し上げます。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

一、弾力関税制度の実施にあつては、物品の輸入の急増等により当該物品の国内生産者に悪影響を及ぼすことのないよう慎重に運用すること。

二、生活関連物資の関税引下げ措置がとられたことに伴い、その引下げ効果が末端の消費者価格に反映するよう監視の強化等について特段の努力をなすこと。

○安倍委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田(大蔵)大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を尊重して善処したいと存じます。

○安倍委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○安倍委員長 次に、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 午前中具体的な問題をお伺いしましたけれども、いよいよ本論に入りまして、所得三法についてお伺いいたします。

長年にわたって自民党政府と財界とによってとられてきました高度経済成長政策、これは国民をインフレの破局に追い込んだ。だれの目から見ても、高度成長政策は、抜本的に再検討され、転換をはからなければならぬ時期に来ていると思ひます。福田大蔵大臣もそのことを認め、狂乱物価の抑制、インフレ弱者、すなわち低所得層の保護が緊要であると述べているが、この点は大臣、間違ひございませんか。

○福田大蔵大臣 間違ひございません。

○阿部(助)委員 今日までの税制は、この高度成長政策を推し進める重要な道具であった、こう私は考えるのであります。それだけに、当然税制もまた根本的に検討され、軌道の修正をはからなければならぬ。特に、当面インフレに対して非常

に弱い立場にある、いわゆるインフレ弱者といいますが、被害者を救済する任務を果たさなければならぬ、こう私は考えるのであります。

この立場から見ても、四十九年度税制改正案、きわめて不満足であります。それだけでなく、ある意味では逆行している面、内容が少なくない。私はこの四十九年度税制改正のおもな内容、所得、法人、特別措置の三法の政府案に反対して修正を求める立場から、以下、御質問を申し上げるつもりであります。

その第一は、金持ち優遇と脱税装置になっている利子、配当への優遇を強めておる、こういうところに資産税のあり方がどうあるべきかという点についてであります。第二は、労働者に年度内減税を実施するとともに、課税のあり方について抜本的な改正を求める。第三は、公害関係の租税特別措置の拡充と租税特別措置のあり方について、私は反対の立場からお伺いをしたいと思うのであります。なるだけ簡明瞭な御答弁をお願いしたいと思います。

まず、第一にお伺いしますのは、利子、配当についてであります。第一に確認しておきたいのでありますけれども、現在の預貯金の利子所得は、たてまえとしては確定申告で他の所得と合算され、累進課税される、これがたてまえであると思ひます。その場合、利子から、この利子の一五%の所得税が前もって天引きされる。しかし、利子から二五%の所得税の天引きを認めれば、確定申告で累進課税されない。また要求払い預金の利子は確定申告の必要がなく、元本百五十万円以下の利子所得は非課税、これは今度三百万円になるようでありますが、こういうことになっておると私は思ふのでありますが、この点は間違ひございませんか。

○高木(文)政府委員 おっしゃるとおりでございます。そのとおりでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、この二五%ですね、実効税率が二五%、こういう所得は、現在の税制でいったら大体どれくらい所得の人に当たるの

ですか。

○高木(文)政府委員 実効税率で申し上げますことはちよつとむずかしいわけですが、現在の所得税の累進税率で申しますと、現行法で所得三百八十万円から三百二十万円の間に、二七%と二四%の刻んだところに来ております。でございしますから、まあまあ三百八十万円以下くらいのところを限界税率でいって二五%に当たります。ところが、新しい税率の刻みでいきますと、六百万円のところは二七%、それから四百万円と五百万円の間のところが二四%でございますから、六百万円以下のところに二五%という率は当たるといふことになるかと思ひます。

○阿部(助)委員 実際に二五%、所得全部から取られるというのは、主税局長、その程度ですか。累進ですから、ここまでは何%、このこえた分は何%、こうなっていくんです。それ全部合せて二五%を取られるのはどのくらいの所得者かと、私はこう聞いておるのですよ。

○高木(文)政府委員 いま直ちに調べてお答えいたします。

ただ、この利子の源泉選択が二五%であるということの意味はどう理解したらよろしいかと申しますと、その利子がずっと他の所得と総合して最後の所得だと考えますと、六百万円をこえる方、他の所得が利子所得を除いて六百万円をこえる方は、明らかに総合するよりは源泉選択のほうが有利だ。六百万円の所得があるのに、そこへたとえ百万円でも二百万円でも利子収入がありますれば、その上積み所得については六百万円をこえて働いてきますから、そこで、そういう方については、現在の源泉選択の二五%の税率のほうが相対的に低くて済む。ところが、それ以下の方の場合には、むしろ源泉選択をするよりは総合を選んだほうが得だ。そこところがクロスポイントになっているところだと思ひます。

ことではないのですよ。いいですか。

○高木(文)政府委員 その利子所得についての総合課税の意味というのはそういう意味だと思ひますけれども、お尋ねが、実効税率が二五%のところはどの辺にきているかと。

○阿部(助)委員 もう一ぺんぼくは言い直します、あなたが間違ひしておるから。そうじゃなしに、たとえば、累進、全部そんなものを抜きにして、全所得の中から二五%税金を納めておるといふ層は幾らぐらゐの所得なんだ。そうすると、私の計算ではもっと大きいんですよ。そうでしょう。

○高木(文)政府委員 所得金額で一千万円でございますと、現行制度、改正前で税率が二九%ぐらゐになります。それから改正後で二三・二三というところになりますから、現在の改正後では千万円をちよつとこえたところの実効税率が二五%である。現行制度では大体八百万円ぐらゐのところは二五%であるということが、実効税率という意味ではいえると思ひます。

それはあくまで経費を控除した残りの所得の額で申しております。収入ではなくて、税率は所得の額にかかりますから、控除等を働かしたあとの所得の額で申しております。

○阿部(助)委員 あなた、一つ一つ自分でこねくり回して答弁されるものだから私の質問と食い違ふんでして、私は、どれぐらゐの所得の人が二五%税金を納めておることになるかという、まことに簡単な、単純な質問なんです。そうすると、あなたが言う八百万円とか一千万円というところじゃないのですよ。国会議員の場合、所得は大体一千万ちよつと切れるというけれども、それほど納めていないでしよう。

○高木(文)政府委員 それは収入でございます。先生のおっしゃるのは収入でございます。(阿部(助)委員)だから所得でしようと呼ぶ、いや、所得というのは、給与所得控除を引きました残りが所得になるわけでございます。事業所得者は、収入から経費を引いたものが所得でございます。それから給与所得者の方は、給与の収入から給与所

得控除を引いたもの、それがいわゆる所得概念でございます。ですから、その所得で、さつき申しました八百萬と一千万の間ぐらゐのところへくるという意味でございます。

○阿部(助)委員 私の計算ではもう少し大きくするんだけれども、いま私、計算した資料を持ってきたいませぬからあれですが、そうしますと、結局、源泉選択で有利になるのは高額所得者。やはり高額所得者というのが、この累進税率を緩和されるということ、これは軽減されるということになるわけですね。

○高木(文)政府委員 いずれにいたしまして、源泉選択は二五の一本税率でございますから、したがって、高額所得者には有利であり、それから、そのある線から下の方は源泉選択をしたからといって不利になる。でございますから、源泉選択をしないで総合したほうが有利になるという形になっております。

○阿部(助)委員 預貯金の利子に対する課税の仕組みは、どうも脱税の措置である、金持ち優遇税制のモデルだというふうに私にはとれるわけでありませぬ。匿名と架空名義の預金が脱税の武器、隠れみのであることは、もうこれは周知の事実であります。一五%の天引きですべてを済まそうとする者は少なくないし、その上、預貯金を分散して全く所得税をのがれている者も多い、こう聞いておるわけでありませぬ。こうした預貯金に対する対策というものをどのようにとられておるのか、お伺いしたいのです。

○高木(文)政府委員 預貯金に対する課税の問題は非常に長い歴史のある問題でございます。どうやってこれを総合に持っていったらよろしいかということは、私も税を担当する者にとつては、諸先輩以来、長年の懸案であつたわけでございます。

御存じのように、現在の源泉選択制度というのは、四十五年度の税制改正で取り入れられることになったものでございます。それまでは源泉選択制度ではございませんでして、分離課税制度で

あつたわけでございます。現在の源泉選択制度では、あくまで総合課税をたてまえとしながら、ただし、特に源泉選択制度を選ばれるという方については二五%でよろしい、それ以上は課税をいたしませんという一種の優遇措置をとりながら、かなり高い税率である二五というところで線を切つておるわけでございます。

これを今後どのようにしたいかというのが一つの問題でございます。源泉選択というのは租税特別措置による特別措置でございますから、近々また洗い直す必要があるわけでございますが、これを完全総合にいたしますためにはどうしたらよろしいかと申しますれば、午前中の御討論にもちよつとございましたが、どうも完全名寄せが実現できませんことには、完全総合は不可能でございます。

金融機関がわが国の場合にはいろいろございませぬ。たとえば、銀行の中にもいろいろございませぬ。普通銀行のほかに、信託銀行なりいろいろございませぬ。そういうふうには、金融手段、金融資産の貯蓄の手段がいろいろあります場合には、それをどうやって名寄せをするか、総合するかということができません限り、その総合課税は不可能なものでございます。

そこで、現在の段階では、何らかの意味におきまして、その総合の可能な範囲を狭める、全国の一億の方々の総合というのは不可能でございますから、その範囲を狭めるといふ意味も含めましていま選択制度をとつておるわけでございますが、今後の課題といたしましては、何らかの意味における総合制度、税のサイドからいへば例に引かれませぬのは、アメリカでとられておりますように、一定金額以上の預金についての税務当局への通報義務というふうなものを置くかどうかというふうな問題を含めて、何か総合制度というものを考える必要があるわけでございますが、それには片一方のほうの預金奨励、貯蓄奨励の趣旨から申しまして、かねがね議論がございましたが、その政策と衝突するというところで、今日まで解決に至

らないわけでございます。

○阿部(助)委員 いろいろおっしゃつたのですが、貯蓄奨励の段階がいろいろあるから、それはまたあとでお伺いしますけれども、この段階で大蔵省は、国税庁、銀行局でこれについて覚え書きをかわしておられますね。

○高木(文)政府委員 覚え書きというのは、たぶん昭和四十六年か五年でありましたか、現在の源泉選択制度をとりましますときに、税の執行の問題と、それから預金についての意欲の減退を来たしてはいかぬというこの関係をどこで調整するかというところで、源泉選択制度を採用するときに私どもが銀行局とよく相談をいたしまして、最終的には、たしか国税庁と銀行局の間で覚え書きを交換しておる。それに基ついて、その後も税務行政、金融行政をいたしておるということで、そのことではなからうかと思ひます。

○阿部(助)委員 これは四十五年の一月なんです。これは極秘文書だということ、極秘なんという判を押してある。これを見ていきますと、私はこれを読み上げて一つ一つ問いただしてもいいんだけれども、大体どういふことをきめてあるのですか。

○高木(文)政府委員 それはちよつといまはつきり覚えておりませんが、たしかそれそのものは極秘文書でないと思ひます。私も当時主税局にありましたので大体覚えておりますが、一番問題は、源泉選択制度をとるといふことになりました場合に、その違反がある。つまり、いろいろの意味で源泉選択制度の違反、それから、源泉選択のほうじやなくて、普通の、総合いたしますからということを前提にして、一五%の源泉徴収をお願いをしますと言つた納税者がある。その者について、調査が銀行から税務官庁に出てくることになつておりますが、それを調べたら住所に該当者がいないとかいふことで、見つからないというふうなことが起こる。その場合に、そういう支払い調査の提出金融機関の責任範囲をどのようにしたいのかといふような問題、それから、何らかの形で

金融機関が源泉徴収すべき額を徴収していなかった、そのことについて、金融機関サイドにその強い責任を求めることができないような場合に、その一五%と二五%の差額についてどのような点まで金融機関に責任を持つたらいいかといふような、金融機関の責任の範囲という問題がございました。

源泉選択制度を採用するにつきまして、金融機関サイドは、非常に課税の公平のことにはわかる。したがって、何とか協力をしなければならぬけれども、しかし、そうだからといって、税務官庁からみだりにいろいろ調査を受けるというふうなことがあつても困るし、また経済的負担を受けるといふことがあつても困るから、源泉選択制度の採用にあつては、ある程度の行政運営の基準というふうなものを、銀行局と税務官庁との間で明らかにしてほしいという御要請がありました。それはごもつともだということ、銀行局と国税庁との間で、今後の行政はこういふふうによつていきましようといふものをきめたものでございませぬ。

○阿部(助)委員 これは極秘文書でないといふのなら、なんでみんな国民全部にわかるように出さないのですか。

○高木(文)政府委員 それは行政官庁としての国税庁と行政官庁としての銀行局が、それぞれ今後税務行政はこういふふうによつていきます、銀行行政をこういふふうによつていきます、その間に、銀行局が銀行にこういふふうによりますよといふことを伝える、国税庁は税務官庁の職員にこういふ形に伝えてまいります、両者にそこがあつてはいかぬといふことで、その間で官庁同士の話し合いといふことでございませぬので、その内容的には別に秘密でも何でもありませんが、一般に発表する必要もないという理解でございます。

○阿部(助)委員 それは話が違ふのです。これはたいへん私はおもしろく読ましてもらひましたけれども、そんなことじゃありません。しかもこの中身は、私は脱税の方法まで教えておるよう

しか思えないのだな。そこへ持ってきて、これを説明するのに、覚え書きの内容では、「次の主要団体、主要金融団体(専務クラス)に対して口頭伝達する」、「こういうことまで言っておるじやないですか。あなた、だから極秘だなんて判を押してあるんですよ。それはあなたのおっしゃることと全然違ひますよ。これを讀んだことがあるのか」

○高木(文)政府委員 私がいま御説明しているのとちよつとあるいは違ひかもしれませんが、どういふものか現物を拝見いたしませんとちよつとわかりませんが、別のものであればいいかもしれませんけれども、私が申ししたのは、主税局と国税庁対銀行局の間で了解をいたしましたものの書面、はつきりこういふふうな今後やりましようやということとを交換した、その覚え書きのことを説明してやるわけでございます。

○阿部(助)委員 これは一カ条、一カ条讀んで皆さんの答弁を求めてもいいですよ。だけれども、あまりあれだから、もう少し簡単に約しますと、第一には、架空、匿名について銀行の責任は追及しない。架空、匿名はやりほうだいた、こういうことなんです。二番目には、名寄せは店舗ではやるけれども、店舗が違えばやらない。だから、店舗を違えれば、何ぼ分割して貯金したって名寄せはない。三番目には、二五%納めればあとは終わり。だけれども、それが脱税であつたということがわかつたって、それは追及しない、こういうことなんです。四番目は、そのときでも預金がなければ、これは取らない、全部パーだ、こういうことなんです。そして五番目には、源泉選択申告書は提出しなくともよろしい。

これは、大体、大金持ち保護です。こういうことを取りかわしてあるのですよ。だから、それは、いまマル優を三百万にするというけれども、こんな一口をやる連中を相手にしてはいない。これは幾口も幾口もいろいろな銀行に分散して預けている連中。もう一つは、あなたがおっしゃる、銀行の預金を奨励する、預金をかき集める、そして銀

行の金融能力を高めた、こういう観点からこれをやっておるんだ、私はこう思うのです。

だから、あなたがいまのような答弁をなさるならば、これは一カ条、一カ条、全部読み上げて私は追及しますよ。私はそういうことじやないと思ふんだ。もう少しちゃんとしてくれなうちや。

○高木(文)政府委員 昭和四十五年に源泉選択制度を入れるということは、これは税制としては非常に長い間の懸案事項を片づけるための一つの一里塚ということで、非常に重要な意味を持つておりました。私ももととしては、非常に強くそれを主張したわけでございます。金融機関サイドは、新たに源泉選択制度を採用するということは、長年の預金制度についての課税制度の特例に対して、五歩も十歩も後退するものであるということで、非常に強い抵抗感があつたわけでございます。

しかし、この際一歩でも二歩でも総合に向かつて歩むべきであるということで、いろいろな経緯を経ました末で、現在のような、現行の源泉選択制度に入つていったわけでございます。その入つていく際に、どういふふうなやるかということでございます。

ただいま御指摘のうちの架空、匿名はやりほうだいというようなことは、それは私は存じません。架空、匿名は、当時からよくないということで、国会の御討論におきましても、しばしば問題がございまして。当時の銀行局長も、まず無記名をやめなければならぬということで行政指導をしていくことについて非常に強く御答弁を申し上げ、その後の行政指導もそのように進んでおるはずでございます。で、架空、匿名については、いま御指摘のような、そうやりほうだいというような感じに了解しておるというふうには思つておりません。

二番目の、店舗の名寄せはしなくてもよろしいというの、それはそういうことでございます。一つの店があります。ある銀行が、十なり二十なりの店舗を持つております。そこから支払い調査を作成して税務署に提出する場合、その支払い調

書は、全店舗名寄せの後に提出するか、それとも各店舗ごとでよろしいかという議論がございまして。これはそういう制度に入つていく段階において、A支店、B支店、C支店と三つのところに三人のお客さんが預金をしていて、その名寄せ義務を金融機関に課するというについては、かなり事務量の問題もあつた、それからその突合事務の問題がありまして、突合事務を金融機関が負うか税務署が負うかという問題がありまして。とにかくだんだん課税強化に入つていくのについては、第一段階は、突合事務は金融機関は負わなくてもけっこうですということ、いわば税務サイドが譲歩したといひますか、ある意味では譲歩でございます。しかし、実態としては、とても名寄せ後に支払い調査の提出義務を課せられないという経緯から、そういうことになつております。

それから、二五%納めれば終りだ、こう書いてあるとおっしゃいますが、それはそれでございまして、源泉選択制度というのはそういうものでございまして。二五%納めればそれで終りだということでありまして、単純に言つてしまえばそういうことなんです。というふうなことでございまして。ですから、源泉選択制度というのは、ある意味からいへば、課税の公平はまだ果たされなかつた、金融機関サイドから見れば、ある程度簡素なものになり得るという意味で、そういうことを言つたと思ひます。

それから、預金がなければあつたといふのだという問題でございまして、これはたとへば架空名義なりなんの預金でございまして、本来二五%取るべきものを一五%しか取つていなかつたというときに、あとでそれがわかりまして、差額の一〇%を取らなければならぬということになつて、金融機関では取りましようということになつたが、さて、そのお客さんは預金を引き出して全然おきませんという場合に、それがお客さんがいなくなつて、元本がない場合どうするかという問題がありまして、少なくとも現段階で、片方にお

いて無記名預金という制度があり、かつ、はなはだ残念ながら架空名義預金が横行しておる段階においては、その段階にまで金融機関の責任を追及するのは無理であるというところで、そういう趣旨のことで了解しておるはずだと思つております。

それから、源泉選択申告書を提出しなくてもよろしいというのは、これは当時からそれをどこへ保管するかということでございまして、源泉選択申告書は提出しなくてもよろしいということには、あるいは私の記憶は間違つてゐるかもしれませんが、なつていないと思ひますが、とにかく店舗に置いておいてください、税務署が参りましたならば、いつでも金融機関はそれを見せてください、源泉選択をいたしましたよという申告書はかなり膨大な量になりますので、それを銀行から各税務署に送られまして、税務署のほうの保管整理の都合もございまして、源泉選択申告書というものが預金者から金融機関に出されておりますというところ、まず第一の意味があるというふうな考えました。その非常に少ない率のものについては、あとで抽出調査をするということを前提にいたしまして、とりあえずは金融機関の店舗に、ある期間を定めてあつたと思ひますが、保管をしていていただきたい、税務署には出していただくまでもけっこうですというふうなことにしたと思ひます。

私も記憶がいま、急でございまして、はつきりいたしません。大体話の筋はそういうことでございまして。そういうことを通じて、そういう程度であれば、当然、総合課税というふうに向かうための一里塚として、金融機関が協力をするのにもまずまずやむを得ぬだろうということでスタートしたという記憶でございます。

○阿部(助)委員 いまいろいろおっしゃつておられるけれども、しかし、公平の立場からいへば矛盾があるということはお認めになりますね。
○高木(文)政府委員 それは源泉選択制度というものをどういふふうな評価していただくかという

ことでございまして、完全結合に持っていきたいというものが私の念願でございます。そういう意味からいえば、はなはだ不十分でございます。しかし、四十四年当時でありました一五％の分離課税制度からいえば、相当公平が進んだというふうに考えておるわけでございまして。決して足はいたしておりませんが、一歩前進ということに當時なったというふうに思っております。いまして、そういう意味で、これが非常に不公平のきわみというふうには思っておりませんで、前よりは改善がされておるというふうに考えております。

○阿部(助)委員 十年前のことを言っておるのじゃない、この時点でやはり税は公平の原則にいかして近づけるかということだと思ふ。皆さんはいま、これを前から見ればだいぶよくなったと言ふけれども、前はよほど悪かったのですよ。これでも、利子配当、これが不公平だといふのがいつの国会でも問題にされておる。それを皆さんが、できもしない行政サイドで処理しようとするところに無理があるのじゃないですか。これは法律でやるべきもの、それを行政サイドでやるから無理がある。無理があるからこういう極秘文書な人というのをつくって、専断理事クラスでなければ話しないみたいな、ないしょごとでこれを処理しているようなこと曲がっていく。

私は、銀行に何も無理して税務署が入ってくれなんて頼みませんよ。そんなことをするのじゃないに、税法でちゃんとこういうものを公平の原則に近づけるように持っていくべきであるという、私は基本的なものを伺いしようと思つてこの例をあげたのでして、その点でいま皆さんが検討をするというのだけれども、これは廃止の方向で検討されるのですか。

もう一つは、これと同時に配当の問題があるわけですが、これもまた私たちから見れば、勤労者の課税と比較してあまりにも不公平だといふ代表的な例として、国会のたびごとに追及しておるわけでありまして。そういう点で、ことしの税制を、大

蔵大臣はたいへん自慢されるようだけれども、資産所得には手を触れない、そうして高額所得の層の保護にたいへん力点が入つておるといふふうに考へるので、これからどのように検討されるのか、お伺いしたいと思ふのです。

○高木(文)政府委員 大臣からお答えいただく前に、私どもの考え方を申し上げておきます。

まず、利子でございます。利子については、これは先ほどもちよつと触れました。アメリカのように、金融機関が一定額以上のまとまった預金があれば、税務官庁はその氏名その他を通告する義務があるというふうな国もあれば、スイスのように、税務官庁は金融機関に足を踏み入れることはできないという国もございまして。この預金と利息の關係というのはどのように考えたいのか、財産の秘密といひますか、そういうものと、それから税務官庁の権限の問題というのは非常にむづかしい問題でございまして。利息だけでなく、実は元本の問題にからんでまいりますだけに事が非常にめんどうでございまして、非常に残念なことでございますけれども、一部の脱漏所得が預金化しておるということが現実の問題としてございまして、預金についての税務調査というものはどうしてもナールパスになります。そこをどう調整するかということが根本にございまして、利子課税をどうするかという問題だけではない片づかないわけでございまして。

しかし、現行制度は五十年十二月三十一日までの制度でございますから、これは何らかの意味において、どうしても五十年年度税制改正の際にはどのようにしなければならぬ。これは資産課税と重課という見地の問題と、それからもう一つは、貯蓄奨励の見地の問題、さらには、長い長い問題でございます。税務官庁の権限と預金の秘密性の問題との関連をどう調整したらいいかという問題でございます。まして、むづかしい問題ではございまして、然つておりましたも期限が参りますので、五十年年度改正の問題としては議論しなければならぬということになるわけでございまして。

それから、二番目に配当の問題でございますが、配当の問題はある意味からいいますと、配当自体の問題であると同時に、預金との横並びの問題でございます。いろいろな貯蓄手段がある、いろいろの預金手段、金をためておく手段がある、その場合に、公社債のようなもので持つ方法と、それから金融機関に預託をするという方法と、株で持つという方法、そのほかにもいろいろありましようが、典型的にはその三つの問題がある。

そういったしますと、利息についていふとどういふ秘密性が保たれるか、かつどういふ課税になるかということ、配当についてどういふ秘密性が保たれ、どういふ課税関係になるかということが横並びの問題でございまして、預金と有利になれば株のほうの取引が衰微をするというふうな關係にあり、株のほうは優遇されれば預金が集まりにくくなるという關係がありまして、その相互の關係が一つ問題になってくるかと思ひます。

それともう一つは、株というものが非常に転々流通をいたしますという關係から、もう一つ根本的に株についてはなかなかむづかしい問題があるというところでございまして。同時にもう一つ、午前中御議論ございました法人税のあり方と関連をいたしまして、配当控除制度をどうするかというところ、この問題は関連をどうするかというところ、

しかし、これはまた五十年末に預金の問題が議論されますときには、当然、配当の問題のあり方も議論されなければならぬと思つております。

それから、資産性所得の問題で最大の問題は土地の問題でございます。長期譲渡所得の分離比例制度というものが、これはやはり五十年十二月三十一日までの特例制度でございまして、これがまた非常にめんどうな問題でございまして、土地政策、土地供給を円滑にするというサイドからいえば、現行のような制度をさらに継続すべきであるという御議論もございまして、これが税制の不公平の一番代表のようなことになっておる事実も否定ができません。これはまた五十年十二月三十一日で現在の分離比例制度は一応終わるといふた

てまえになっておりますので、この三点をどう調整するかということが問題でございます。

その中で、土地の問題だけは四十九年度の税制改正の際にも十分議論をいたしていただきましたけれども、今日ただいまの段階では、どうも現行制度にかわるべきいい制度が見つからないということ、やはり来年まで検討を延ばしていただいたわけでございまして。

〔委員長退席、松本(十)委員長代理着席〕

しかし、われわれといたしましては、御指摘のように、資産性所得と勤労性所得のアンバランスの問題は、所得税の本質をゆるがすような非常に大きな問題になっておりますので、将来の方向といたしましては、勤労性所得についてはより一そう軽減の方向に向かうべきであり、資産性所得の方向については、より一そう重課の方向に向かうべきであるというふうな基本的な考えを持つておりますが、株につきましても、預金につきましても、土地につきましても、それぞれ持つ経済性といひますか、そういう他の政策からの要請との調整に、非常に苦悩しておるという現状でございまして。

○阿部(助)委員 今度マル優を百五十万から三百万にする。この前の割増金付の論議のときも、預金者をいかに保護するかという問題が相当議論されました。そして今度それを三百万にする。いかにも大衆の預金を保護するかのやうに、こうなつておるけれども、ほんとうに保護するといふのなら、またいろいろ手はあるわけですが、ところが、あれを引き上げることが保護するかのやうになつておるけれども、こういうところで制度上の穴があれば――大衆が、労働者が、三百万の預金を四口も五口も持つんといふことは、私には考えられない。いまの勤労者の平均の預金金額は、たしか二百万前後だと思ひました。そうすると、三百万といふたら、これは大きい。これを幾口か持つんといふことはできないのです。現実あり得ない。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕

そうすると、こういう制度、架空名義だ、匿名だ、というものを全部しり抜けにしておいて、しかも選択制をとっていくことになれば、大資本家は保護されるという点で、ますます税の不公平というものが拡大される。それを単なる行政当局だけの手段で解決しようとするのが大無理解なんだということが、私の言いたいところなんです。だからこれは、あなたがいまおっしゃったように、五十年には十二月三十一日で期限がくる。期限がくるのは、目の前もなくきておるわけなんです。だから、これはいまから本腰を入れませんか、大蔵省の役人段階だけではなかなかむずかしいのではないだろうかという感じが私はするわけです。しかも、いま言ったように、預金者保護という金看板、このためえの中で、皆さんがいかに抵抗しようとしても、実際はむずかしい。そうすれば、これは不公平な問題が残ってくるわけがあります。私が問題視するのは、これは、あなたがおっしゃったと同じように、利子をやれば同時に配当というものが、つり合ひ上どうしても問題にならないを得ないからであります。

ここに東京都の都民の所得税負担率の調査がありますけれども、これからいくと、ある意味では、逆進的にさへなっております。なぜ逆進的になっておるのか。こういうえば、それは資産所得に対する所得税の優遇という問題があるからなんです。その問題があるから、逆進的になっておるわけです。特に土地税制の分離課税なんというものを、なぜことし手をつけたのか、私はお伺いしたいと思うのです。

ことしの一、二番大きな課題は、大蔵大臣がおっしゃるように、物価の抑制、もう一つはインフレで悩む、苦しめられるところのインフレ被害者という低所得層に対してどう手を差し伸べるかというところが、今度の経済運営の一番大切なところじゃなかったのか。そうすればなおさら、こういう分離課税、特に資産課税の問題になぜ手を触れなかったのかというところを、これは大臣に、眠くなるといかぬから、ひとつお伺いします。

○福田閣僚大臣 所得税は、もう原則は何といつても総合課税、しかも比例累進である、こういうふうな思いわけであります。ただ、その政策をひた押しに押しつけた結果、他の政策というものが阻害されるかどうかという問題がありますので、そこで、そういう際には、あるいは時限を切つて、あるいは特例措置の内容に制限を加えて、こういう考え方になるわけです。

いま利子、配当についてのお話でございますが、これはもう申し上げるまでもない貯蓄の増進、これはまあ非常に重大な国策でございます。そういう方面から所得税の大原則に例外を設ける、こういうことも御理解は願えると思うのであります。しかも、この例外を設けるにあたりまして、分離課税率をかなり高目なものにする、こういうことにいたしました、しかも、これを時限というふうにいたしておるわけでありまして、

それから、配当も同じような考えでございますが、土地税制につきましましてはいろいろ御批判があるわけでございますが、これはちょうど私が前回大蔵大臣をしたときにでき上がった。私は、当時のねらうところの第一の目的は、到達していると思うのです。それだけに土地譲渡所得からの高額所得者というものが出てきたり、これはまさに土地を持ってる方が、こま切れにしないで一括大量に放出したやうという証拠が出てきておる。問題は、この放出された土地がはたして住宅対策等の当面必要とされておるやうな目的に使用されておるか、こう言いますと、まあそういう際には、何といつても短期保有土地の譲渡という高率の税が当てはまるやうな制約もありまして、必ずしもそういうふうになっておらぬし、また場合によりまして、土地がいわゆる買い占め、売り惜しみという結果になっておる向きもありまして、これは反省する必要があるわけなんです。

しかし、これは税制調査会がたいへん議論を願ったわけでありまして、これは私がただいま申し上げましたやうな効果もあり、デメリットにつきましましては、デメリットに対する施策を講ずるということに対処できるんじゃないか、まあこれは明らかに所得税の大原則に対する例外ではあるけれども、その例外であるというデメリットを無視いたしまして、またこれを存続させる理由はあるんだ、こういうような結論になつてくる。

しかし、いずれにしても、これも時限立法でございまして、五十年十二月には有効期限が到来するわけでございます。その後の土地税制を一体どうするかという問題は、これは利子、配当に対する例外とともに十分検討してみたい、かように考えております。

○阿部(助)委員 皆さん前向きな御答弁なのでやめたいと思うのだけれども、答弁はわりとみんな国会では前向きなお話をされるんだけれども、現実おやりになるのは、どうも少し違ふんじゃないか。

今度の四十九年度の改正で、配当の確定申告をしないともいい、いわゆる不要限度額というのです。これを五万円から十万円に引き上げるのでした。そうすると、一体、金持ちが幾口か株を持つておつて、配当を不公平だと皆さんおっしゃっておるなら、何でこの際に、それを五万円から十万円に引き上げて不公平の上塗りをするにやいかんのか。どうも皆さんの国会で答弁されることと現実におやりになることはうらはらではないか、私はどうもこれはいただけないのですが、どうなんでしょうか。

○高木(文)政府委員 お尋ねの御疑問はごもっともだと思つております。今回の改正の中で、もろもろの貯蓄奨励の措置というものは税制のサイドからだけ申しますと、非常に難点が多いわけでございます。非課税貯蓄のワケを百五十万円から三百万円に広げましたというところにきましても、また生命保険料控除なり損害保険料控除なりの所得税の控除を拡大いたしましたことにつきましても、それからただいま御指摘の株式の配当につきましましての申告不要制度の

拡大につきましても、いずれも税の面から申しますと、やはり勤労所得ではなくて、資産性所得というところでございまして、そういう意味から申しますと、問題が多いわけでございます。しかしながら、四十九年度の税制改正が問題になりました昨年の秋からこの冬にかけましては、何と申しまして物価問題が非常に大きな問題であり、そうして物価問題の中で非常にむずかしいことではございますが、消費需要の抑制というところがやはり大きな命題であるといわざるを得ないわけでございます。何としてでも、税制上の効果の有無に一方において疑問を持ちながらも、なおかつ貯蓄の奨励ということには、税のほうも政策的見地からの、いわばことばは悪うございしますが、協力ということがなければならぬということになつてまいりますと、非課税貯蓄の限度額につきましても、保険につきましても、配当につきましても、その種の金融資産、横並びのものがある程度バランスをとるながら、優遇を講ぜざるを得ないというところになつたわけでございます。

その場合に、貯蓄と、つまり預貯金と保険と証券という各種の金融手段、貯蓄手段というもののバランスを欠きますと、そのどこかにまた集まるという問題がございまして、その見地から、株式につきましても申告不要限度を上げるという措置によつて、個人の株式所有をしやすいとした。特に、一昨年から昨年にかけまして株が非常に企業に持たれることになりまして、個人の株式保有割合が非常に下がってきたというところとの関係もありまして、株についてだけは何かしなないというところでもないという事情にあつたことを御了承いただきたいと思います。

○阿部(助)委員 何か御答弁さつぱりわからぬのですが、どうも頭が悪いせいか、さつぱりちつとも私にはわからない。物価抑制なんだかんだというのをおっしゃるけれども、一体どういうことなのかよくわかりませんが、要するに、バランスをとらねばいかぬ、こういうことなんです。そうすると、配当のほうを五万円から十万円、

拡大につきましても、いずれも税の面から申しますと、やはり勤労所得ではなくて、資産性所得というところでございまして、そういう意味から申しますと、問題が多いわけでございます。しかしながら、四十九年度の税制改正が問題になりました昨年の秋からこの冬にかけましては、何と申しまして物価問題が非常に大きな問題であり、そうして物価問題の中で非常にむずかしいことではございますが、消費需要の抑制というところがやはり大きな命題であるといわざるを得ないわけでございます。何としてでも、税制上の効果の有無に一方において疑問を持ちながらも、なおかつ貯蓄の奨励ということには、税のほうも政策的見地からの、いわばことばは悪うございしますが、協力ということがなければならぬということになつてまいりますと、非課税貯蓄の限度額につきましても、保険につきましても、配当につきましても、その種の金融資産、横並びのものがある程度バランスをとるながら、優遇を講ぜざるを得ないというところになつたわけでございます。

これは幾口か持ったってかまわないのだから、幾ら数をよけ持ったっていいのだから、そうすれば免税する。これは資産家の優遇なんですよ。だから、それにつれて今度貯蓄のほうもやる、一般大衆もマル優が百五十万円から三百万円になったから預金者保護だ、こう言うけれども、これもまた幾口か店舗をかえてやる大資産家にはプラスであるけれども、一般大衆はそんなに幾口か持つことはできない。こうなると、これもまた資産家優遇。資産家優遇を一つやっちゃ、みな平均して上げちゃ、またやっていったら、これは切りなく資産家優遇であって、勤労者はちょうどさしみのつまになつて、資産家だけ優遇されておる、こういうふうになつて、私に私に無理ですか、これは。

○高木(文)政府委員 そういふ見方も成り立ち得ると思うのでございます。それはどこから来ているかという、一にかかつて名寄せの問題と関連してまいらうと思つてあります。貯蓄にいたしましても、株にいたしましても、なかなか名寄せの技術がうまく見つからぬというところに問題があるわけでございます。貯蓄奨励は大いにやるべきである、それがためには、税制においてある程度何らかの配慮があつてしかるべきであるといふところまではよろしいと思つますが、ただいま御指摘のように、それが結果としては単純に貯蓄奨励にとどまらないで、いわば資産性所得優遇につながつていくという現状に、一つ大きな問題があるわけでございます。

ですから、一番望ましいことは、貯蓄奨励もできるが、そのデメリットとしての資産性所得の過大優遇にならぬようにするにはどうしたらいいかというテクニクを、ほんとうはもう少し早く開発をする必要があるわけでございますが、それはやはりすべて、株の場合でも預貯金の場合でも、名寄せの問題につながつていくという問題でございます。ところが、その名寄せは、基本にどうも無記名預金制度がありまじたり、架空名義預金の慣習が、よくないことではございますがございまして、それを何らかの方法で、先ほどもちよつ

とお触れになりましたが、制度上押えるという手だてがとられておらないということがありまして、そこところからどうしても、いわば抜けていくような形になつておるといふところに、非常な悩みを持つておるわけでございます。

しかしながら、そういう悩みがあるからといって、それでは非課税貯蓄のワケを広げなくともいいか、あるいは保険や配当について何らかの措置をしなくともいいかといふことになりまして、やはりそれ以上貯蓄をしても非課税のメリットがないからといふことでは大衆の預金を集められないといふこともまた事実でございますので、その暗い面といひますか、不合理な面だけに目をとられて、現状のままがなんばつていくといふわけにもいかないといふところから、片方において、そういうデメリットを生ずることはある程度のみ込んだ上で、貯蓄奨励のための改善といひますが、拡大といひますか、それを行つたわけでございます。そして、そこが私どもの税の立場では非常につらいところでございます。

○阿部(助)委員 大臣、お聞きのような状態です。それから、この問題はここで終わりますけれども、これは行政のテクニカルだけではかえつて矛盾をはらんでまいりますので、これはぜひ、期限も参ることでありますから、この辺でも根本的な再検討をしていただくといふことを確認して前へ移りたいと思つますが、よろしうございませぬ。

○福田国務大臣 いずれ次の通常国会では御議論願わなければならぬ問題でありますので、それまでに十分検討いたします。

○阿部(助)委員 それでは、次に、所得税の問題に入りますが、福田大臣の言をもつてすれば、狂乱の物価上昇の中で、勤労者、労働者の生活は苦しくなつてゐる、こういうことはもうだれでも認めるところであります。労働者が今春闘を戦い、大幅賃上げを要求するのは、私は当然のことだと思つております。賃金が上がれば、税金はさらに大幅に取り立てられる。四十九年度大幅減

税と銘を打つておられるのでありますが、はたして低所得層にそれほど恩恵があるのだろうかといふと、私はいささか疑問があるわけでありまして、そこで、この減税の予想でいくと、時間がかかるから、私、読み上げますが、皆さんのこの「税制改正の要綱」といふのを見ますと、今度の減税で納税人口は二千九百九十一万人から二千五百七十四万人、こう減るわけですね。納税者給与総額は五十三兆四千二百億から四十九兆五千四百八十七億に、これも減少する。したがつて、課税額は三兆五千四百四十九億からいろいろなるものを差し引きますと、二兆一千八百八十億に減少する、こういう見通しを立てておられる。これは、これを読んだから間違ひございせんね。

○高木(文)政府委員 おっしゃるとおりでございます。○阿部(助)委員 そうしますと、四十九年度の賃金上昇の割合を政府は何%と見込んでおられるのですか。○高木(文)政府委員 ただいまごらんになつております印刷物の前のページにあります、その前の七ページのところに「給与所得に対する源泉所得税」とありまして、「四十九年度分の給与総額の対前年度増加見込を一八%増」とあるのがそれでございます。

○阿部(助)委員 いまの人事院の意向とか、いろいろないまの財界の様相から見て、一八%前後の増でこの春闘が落ちつくといふふうには、私にはとても思へない。今日の段階で二〇%を割つて春闘が落ちつくなどという考えを、大臣、まさかお持ちではないでしようね。

○高木(文)政府委員 この一八%という数字に置きましたのは、例の経済見通しで四十七年度の雇用者所得実績が四十四兆一千六百億である。四十八年度の雇用者所得の実績見込みが五十四兆三千四百億である。それから四十九年度の見通しが六十三兆八千八百億である。四十七対四十八の伸びが一・二三で、四十八対四十九が一・七・六といふことを前提にいたしまして、国民所得推計を行

なつております。その国民所得推計の伸び率の一・七・六といふものをそのままに算入して、一・八といふ数字で見たといふこととございまして、大体毎年度の当初の予算におきましますところの歳入見込み額を立てますときの給与の前提となる雇用所得の見方は、経済見通しに準拠いたしております関係で、この一・七・六に従つたといふこととでございます。

○阿部(助)委員 一八%にした経緯はそれとおりなんです。私のお伺ひしておるのは、今日のこの物価狂乱といわれる中で、一八%でおさまると思つておられるのかどうか、こういう質問をしておるのです。これは大臣ですよ。

○福田国務大臣 いまいろいろのことが春闘について言われております。いま総需要抑制政策の効果もだんだん始めてまいりまして、二月の卸売り物価は中旬までしかまだわかりませんけれども、中旬では初めて上昇率〇%だといふところまで来ておるわけですね。それに対して一番大きな問題は、これから総需要抑制政策を進めていく、そしてまず卸売り物価から鎮静の動きが出てくる、こういうふうな思つておるのですが、春闘が一体どうなるか、これがこの物価動向に対して大きな影響を持つ問題だ、こういうふうな考えておるわけでございます。

そういうことを考えますと、何とかしてこの春闘というものが言われるような幅でないといふことを念願し、期待をいたしておる。そういうことあるし、何%と言われる、それは大企業といふか、そういうところの上昇率の問題であります。企業にもいろいろありますから、あの大企業の二〇%だ、二五%だといふものをもつて全部を類推するといふわけにもまいらぬだろう。税収と経済見通しとの関係については、ずいぶん検討した結果なんです。ございまして、その税の前提となる一・七・六といふ数字が、あながち空論であるといふふうにはいま考えておりません。○阿部(助)委員 いまここで何%上がるかといふことを、私、聞いておるわけじゃないんでして、

一七・六が無理からぬ数字だということをお考えになっておられるのでは、私は、今日の日本経済をよって立つ大蔵大臣の現状認識を疑わざるを得ないですね。これでほんとうに一七・六でござったとすれば、私は国会議員首になってやめてもけっこうです。そんなに甘い——希望的観測は別にして、国会は国民のためにお互いに質問し、討論しておるんだから、私は、いまこの段階で何%になるだろうということをお聞きしておるのじゃない。ただ、少なくとも今日の時点でこれよりも上がるだろうということだけは間違いないと思うのです。その辺の程度のお答えができない。自分できめたんだから、一応一七・六%前後になるんじゃないかなんというのでは、私はちよつと大臣の現状認識の狂いをとにかく指摘せざるを得ないので、いかがですか。

○福田国務大臣 この租税収入見直し、これの前提となつておる賃金水準、これは全国平均の賃金でございます。これは言われておる大企業の賃上げ幅だけをとつておるわけじゃないんで、一体全国平均がどうなるかというように、一々きましては、これはまた、春闘といわれる賃上げ運動の結果の数字とはかなり違つたものが出てくるであらうということはお理解願ひするであらう、こういうふうに思ふのです。その御理解を願ひする立場の全国平均の賃金水準がどうなるかということをおまゝにして、この数字、税収の見直しが行なわれておるといふことを御理解願ひたい、かように存じます。

○阿部(助)委員 どうも私の質問が悪いのか、大臣の御理解が悪いのか、それは全国平均であることはもちろんであります。私も大企業だけとかいうことを言つておるわけじゃないんです。しかし、全体として皆さんのこの見積もりはいつも低きに失しておるのであつて、これよりも上がるだろうということ、私は今日常識だと思ふのです。そこを押して問答してもあれなんだけれども、これでおさめたいという希望はわかりますけれども、その程度の、この以下におさまるなんというこ

をお考えになるならば、私は、少し大臣の経済運営それ自身も疑わざるを得ない、あまりにも現状認識に欠陥を持ち過ぎておる、こう言わざるを得ないので、その点私ちよつと不満であります。だけれども、まあその問題をさておいて事務当局にお伺ひしたいのは、賃金が1%上がった場合、税収は大体どれくらい響いてくるのですか。そして人員はどの程度ふえてくる見込みなんですか。○高木(文)政府委員 ちよつと正確には申し上げられませんが、一つの御参考までに申し上げますと、今年度、四十八年度の当初の税収見積もりのときの雇用所得の伸びを見ましたのが、大体一五でござりました。先ほど一八と四十九年度について見ておつたのが一五でござりました。これも当時の経済見通しの数字から引つぱつてきた数字でござります。

補正予算のときに、新しい改定経済見通しが出ました。そのときの雇用所得の伸びは二三でござります。一五から二三に、八%改定されたわけですが、八%変わったのに伴ひましてふえましたが、源泉所得税中給与の増収見込み額が、約四千億でござります。この昨年の税制構造のときを前提にしてでござりますけれども、八ポイントで四千億でござりますから、これはやはりあるカーブがある、多少ともカーブがありますけれども、これも乱暴に平均に見ますれば、一ポイント五百億というの、去年の租税構造のときの雇用所得の伸びと税収の関係でござります。

今年度どうなるかは、ちよつと所得税の構造が変わつておりますから、明確には申し上げられませんが、せんけれども、そんなに大きな違いのあるものではない。昨年度の経験値がかなり参考になり得るような相関にあると言つてよろしいかと思ひます。○阿部(助)委員 そういたしますと、こゝし大臣は一七・六ぐらいがいいところだということ、うな御答弁でありますけれども、もしこれが——いま一般にいわれるのは、少なくとも二五%、三〇%といわれておる。また、いまの消費者物価の値上

り、そしてこれからまた石油の価格改定、それに関連する基幹産業の値上げ、皆さん押えておるといふけれども、参議院選挙が終わればまた——参議院選挙にこれは押えておるのだからけれども、消費者米価、国鉄運賃の値上げ、もう軒並みに値上がりする中で、労働者の賃金が一八%や一七%でおさるはずがない。生活破綻に持ち込まれる。そうすれば、私は賃金の上昇は当然のことだと思ふ。もし二五%賃上げが実現した場合、これはたいていへんな税収の増加、裏返して言えば、低所得層の税金負担は大きくなる、こういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○高木(文)政府委員 それはやはり給与収入がふえれば、総額としてでなしに一人一人の給与収入がふえれば、たとへば、従来ならば課税最低限以下の方が課税対象になつてくるということもありましようし、二百万円の方が二百五十万円になれば、やはり税はどうしてもふえます。そういう関係で、一八という雇用所得の伸び率見込みが実際は上回るといふことになれば、やはり総額としての源泉所得税収はふえる。したがって、一人当たりの税金負担もふえるということになります。しかし、それは収入がふえてのことでございます。その意味では当然のことではないかと思ひます。

なお、もう一つは、いま二五とおつしやいましたけれども、いわゆる二五、二五といわれておりますのは、これは定期給与の問題でございまして、そのほかにはいわゆる超過勤務手当とかその他の時間外手当の問題がございまして、そこを全部をひくくするの、一八という率であるということをつけ加へておいていただきます。

○阿部(助)委員 いずれにせよ、名目賃金が上がれば税金負担が上がる、収入がふえれば税金が取られるのはあたりまえだ、こうおつしやるけれども、いま低所得層はインフレの問題、消費者物価の値上がり、名目が幾ら上がったからといって、実質的な賃金というものがどうなるのかといふところに問題があるわけです。だから、皆さんが、

二兆円減税といへん恩恵がましくおつしやるけれども、なるほど、高額の所得者にとつては、実質的にもこれはたいへんな減税だろうと私は思ひます。

だけれども、税金を納めるか納めないかというような層の人たちにとつてみれば、賃金が上がるけれども、それは名目賃金であつて、消費者物価が上がるから上げざるを得ない、また要求せざるを得ない。名目が上がったからといって、税金がまた重くなつてくれば、二兆円減税だなんて大きなことをおつしやつてみても、低額の所得者にとつてみれば、これは何の恩恵がないということ局長は裏書きしたような御答弁だ、こう思うのですが、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 二つのことをもつてお答えいたさなければいかぬと思ひますが、たとえば、給与収入百五十万円が夫婦二人の場合でございまして、現在納めていただいている税金は二万九千四百七十八円になつております。平均的でございしますけれども、それが今年度、平年度では全額非課税になるわけでございします。それは軽減割合として一〇%軽減されてしまつておるわけでございしますけれども、しかし、もともと納めていただいている税金が三万円弱でございします。それ以上は減税のしようがないといふかっこうになるわけでございします。

平年度計算でなしに初年度計算で申しまして、二百万円のところでは約五七%、三百万円のところでは四五%でございしますから、何をもちつてどういふふうに議論するかということによつていろいろ御意見があるかと思ひますけれども、やはりほとんどの物価の上昇がありまして、税のほうの軽減割合も非常に大きなものだといふことは言えるわけでございまして、毎年毎年の通常におきます減税のような程度の規模とは、こゝしの場合はいへん違ふ。毎年の減税割合は、物価が五%上がるとか何とかがいふことを前提の場合に、一五とか二〇とか二五といふような率でありますけれども、今回の場合には、いま申しましたように、二百万

り自体が初めから、まだ通過をしない先から狂うだろうということがおおむねわかっておる、そんなお粗末な予算案は引つ込めて、もう一ぺん検討して出直してこい、こういうのが本来、私の腹の中にあるわけです。

だけれども、それもまた一部遠慮をいたしまして、それで、これだけ自然増が出てくるんだから、せめてその金は、いま一番インフレで悩む低所得層の減税に充てるとか、あるいはまた、生活にあえぐ生活保護世帯というところ、生活に保障費としてこれを回すというのが、福田大蔵大臣のあたにかい大蔵大臣としての職務ではないかということ、私はたいへんな援護射撃をしておるつもりでおるのでございますけれども、どうです、大臣。

○福田大蔵大臣 援護射撃をいたしていただきましてありがとうございます、要するに、いま予算は、歳入もありません、歳入もありません、これは経済見通しに準拠しておるわけなんです。

経済見通しのほうに成長率は二・五％、そこから出発して今度の予算というふうになっておるわけでありまして、その経済見通しの二・五％という成長率は、これはまた賃金をどうします、物価の動きをどうします、いろいろの要素があつてそこがきめられておるわけでございますが、いま私どもは、二・五％成長、これについてはいささかも変える考え方は持っておらないんです。ぜひそれでこの四十九年度予算が動くようにということ、経済が動くようにということを念願しておるわけでありまして。

したがって、その仕組みの一端としての賃金水準の上昇一七・六というものを、ここで変えるという考え方はないんです。どうも阿部さんのほうの考え方は、大企業の方の賃上げということだけに頭を置かれて御議論をされておりますが、これはもう全国津々浦々の平均の賃金水準のことを私どもは言っておるわけなんです、その辺にも多少の違いは出てくるだろう、こういうふうに思います。

同時に、わが大蔵省税務当局は堅実にこの税収見積もりをやっておる、いやしくも年度途中において不足を生ずるというような事態のないようにという点につきましては、特に配慮をしておりますから、あるいはこの予算の実行過程において若干の自然増収という事態があるかもしれない。しかし、それとまた国の施策とは別の問題であります。その自然増収があるがなからうが、これはまあインフレ弱者がほんとうに困る、こういうような事態がありますれば、これはもう適当に対処をする、こういうことを申し上げておきます。

○阿部(助)委員 どうも大臣、せっかく援護射撃するけれども、さっぱり乗ってこない。昨年も当初は一五％で発足した、それが補正のときには二三％に変わつてしまった、こうおっしゃっておるのです。皆さんのこの試算の段階では、希望的な意見としてはいま一七・六、これはわからぬではない。しかし、もうすでにその見通しは間違ひなく違つてくるだろう、こゝにわたつておる。違つてくれば、当然そこに自然増が出る。

私は、ほんとうを言いますと、税の自然増なんというものは、大蔵省としてはほんとうに腹切り問題であるほど重大な問題だ、そう思つておるんです。たしか、私名前は忘れましたけれども、昔の話だけれども、イギリスでは、税を取り過ぎた、私のやり方が間違ひだといつて辞職をされた大蔵大臣がおつた。取り過ぎちゃいかぬのです。それが少なくなつてもいかぬけれども、取り過ぎたら、大蔵省、何か腕がよくて国民のために税金をよけい取つたやうな感覚で自然増を見られるところに、私はたいへんな不満があるんです。これはほんとうは大間違ひですよ。自然増なんというものを当てるにはほんとう間違ひだし、そんなものは本来あつちやいかぬのです。皆さんが正確に判断をしてきめたら、それとどおりいくというのが理想だと私は思うのですよ。

ところが、残念ながら、最近の風潮はといえ、自然増一兆何千億なんて、何か隠し財源のごとく財政当局が心得ておるなんというのは、特

に、国民からただ取り上げる税をよけい取り過ぎるなんというのは、ほんとうは大間違ひだと私は思うのです。

だけれども、その議論はさておきまして、いまのように大臣は、必要があれば出すというなら、今日ほどこの物価高騰の中で、お年寄り、いろいろな低所得層の人たちがインフレでお困りになつておるときはない。いわゆるインフレ弱者といわれるぐらゐ困つておる。この層になぜもつとあたたい手差し伸べないのか。今度の二兆円減税も、さつき申し上げたように、年間二千万円というやうな大きな層に一番大きな減税をするよりも、その層にもつと手厚く施策をすべきだ、私はこう思う。

しかも、いまの私の見通しがある程度当たるならば二五％増、これはもちろん平均ですよ、そうすれば、税収はさらに皆さんの見込みよりも多くなる。そうすれば、これはとりあへず低所得層の人たち、このインフレでお困りの方々を救済する。実際に、賃金が二五％上がつてみたつて、物価の値上がりはそれより激しい。消費者物価が二〇％をこすなんというのは、これは異常です。私は、そういう困つておるところにこれを差し向けるのが当然過ぎるほど当然という感じを持つだけに、これをしつこく申し上げるわけでありまして、これはあとからまたわが党の人たちが同じやうな問題を、角度は違えても、当然要求をかねて質問するだろうと思ひます。

私、この問題をやっておると、四時間も五時間もかかりまして、あとまだ一ぱい残つておりますので進みたいと思ひけれども、大臣、この点はもう少し考えるべきだと思ひますが、大臣の御答弁を得て次へ移りたいと思ひます。

○福田大蔵大臣 阿部さんは、いま消費者物価が二〇％上がりました、そういう際に、低所得層の問題を四十九年度の予算でもつと考えるべきだといふやうなお話ですが、いま消費者物価が上がつておることは事実です。これは二二％になりますか二三％になりますか、今月あたりはそうい

う水準にくるんじゃないかと思ひますが、それをもつてまた四十九年度を律するといふところには飛躍があるんじゃないか、そういうふうに思ひます。

四十九年度の消費者物価が一体どうなるかといふことにつきましては、これはいまの二二・三％上がりますという、それは一つ働いてくるわけですが、これがいわゆるけたというわけですね。それに四十九年度中の消費者物価の上がりというものがプラスされる。そのプラスされたものを、いま私どもは九・六％になるというふうに見ておるのです、その辺をひとつ頭に置いて御議論願ひたい、こゝにわたつておるのが一つです。

それから、私どもがインフレ弱者対策についてあまり願ひしておらぬといふやうな印象の御議論でございますが、そうじゃないんです。今度の予算では、公共事業費は前年度以下に押えるというにもかかわらず、予算の規模が前年度比一九・七％のアップになったといふゆゑのものは、特に社会保障費を三七％アップにした、こゝにわたつておるわけですね。もちろん医療費のアップということもあります、医療費のアップは一七・七％のアップの問題です。そこで、この社会保障費全体、その他の社会保障費とするとかなりふえておる、こゝにわたつておる御理解願ひたいのです。

そのふえたものをもちまして、あるいは生活保護者の問題でありますとか、その他の福祉施設、また年金対策、そういうものを充実しておるわけでありまして、かなりの配慮を払つておるというところはひとつ十分御理解願ひたい、そういうふうには思ひます。同時に、私どもの見通しが狂ひまして、消費者物価もずいぶん上がりました、ずいぶん施設収容者あるいは生活保護者が苦勞されるだろうという事態に對しましては、これはまたそのとき適時適切な対策をとるといふふうな考へておりますので、まあ気持ちには同じなんです、どうも中身に割つて入りますと、少し私どもの立場に對して御理解がいけないやうな面があることを指摘いたしまして、お答え申し上げます。

す。
○阿部助委員 いや、大臣、あなたうまうござます。四十九年度は、げたはあつたけれども九・六%になるんだ、その見通しが狂つたらとおっしゃるが、それならば、四十八年度の物価見通しは何ぼだったんです。局長、何ぼでしたか。

○高木(文)政府委員 五%前後だったと思ひます。それで、実績は一四・〇で現在四十七対四十八を見ておるといふこととございます。

○阿部(助)委員 とにかく四十八年度当初の物価見通しは五%か五・五%でしょう。それが今日二%も物価が上がつた。そうすれば、大臣のいまのお話の筋を通していくならば、見通しが誤つた分を国民に返さなければいけません。さういふ論理になつちやうでございます。だから、大臣はうまいことごまかしたつもりなんだろうけれども、それはちよつと話は違ふのでして、ほんとうならば、政府が物価見通しを誤つたといふのは、これはたいへんなことなんです。各家庭もみんなそれ家庭の設計をしておる。それを、物価見通しが五・五%から二%にも狂つてしまつたんでいふことは、私はほんとにこれはこれで内閣総辞職に値すると思ふ。責任をとつて内閣総辞職すべきものなんです。それぐらい大きな問題です。

そうしてこれは、大臣のように、来年はげたはあるけれども九・六%になるので、二〇何%にならないし、こうだなどというさつきの説明からいくと、その議論を前の年までさかのぼっていけば、見通しの狂つた分だけこれは国民に何か返さなければいかぬといふことになつてしまふ。それでもいいのですよ、お返ししたいたいてもいいのです。だけれども、いまそれも無理だらう。私はさういふ点でたいへん穏やかに述べておるつもりなんです。これはやはり年度内減税あるいは社会保険費にさらに追加をするというくらいの大見解をいただけるものだろう、当然過ぎる当然のことだといふふうに私は考へてこの問題を質問したわけ

です。いまみんなそれを期待しておるわけですから、福田大蔵大臣にこれは期待しておるのだから、大臣どうです、もう一ぺんあまりごまかさな

いであつてくれませんか。
○福田大蔵大臣 四十八年度の消費者物価が当初五%であつた、それが一四%になりさうだ、こういう事態は、御指摘のとおり、これはたいへんなことです。これは普通の事態じゃない、まさに狂乱といふか、さういふ事態であらう、さういふふうに思ふのです。

さういふ中において、社会保障対象の人はずいぶんお困りだらう、さういふので、先般の補正予算におきまして、また今回の予備費支出におきましても、さういふ方々に対してはかなりの配慮をしておる、さういふこととございます。

来年度のことにつきましてさういふふうになるか。私はさういふ狂乱の状態といふものを一刻も早く克服したい、さういふふうで考え、確信を持ってその鎮圧工作を進めておるわけとございすが、もし万一、私どもの見通し、また計画と違ひまして物価が高騰いたしました、そして弱い人に御迷惑を及ぼすという際におきましては、それに相当いたしました適正な措置をいたし、お困りにならないような措置を講ずるといふことは、これははつきり申し上げられます。

○阿部(助)委員 そのときには適正な措置をされる、さういふこととありますので、私はそれは社会保険のほうへ回すとか、あるいは低所得層にわれわれが主張する三万円戻し税であるとかといふ何らかの措置を講ぜられるものと確信をして、次の問題に移りたいと思ひます。

税制調査会では、四十九年度の税制に関する答申で、給与所得控除は必要経費の概算控除である、さう述べておられます。四十九年度改正で給与所得の最高限度をはずした理由はこのことによるのかどうか、それをお伺いしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 四十九年度の所得税の減税の中心は、所得税の中でもやはり給与所得者、サラリーマンといふところに置くこととござ

います。そこで、その場合に、当然ながら、給与所得控除に重点を置いて改正を行なうといふことが常識でございます。

さて、給与所得控除については、従来からいろいろ問題がございました。御存じのように、まず定額控除をいたしまして、それからそれに次いで定率控除をするといふ形をとつておつたわけとございすが、その仕組みがたいへん複雑である、これを簡素化するといふ問題が一つございます。

それからもう一つは、現在の給与所得控除の一番大きな難点は、年収六百十六万円をこえますと、そこで一律七十六万円の控除で頭打ちになる。六百十六万円以上の収入のある方は、幾ら収入があつても給与所得控除がふえないという形になつております。これは給与所得控除が勤務に伴ふ必要経費の概算控除であるといふふうの説明されてまいりましたが、勤務に伴ふ必要経費の概算控除であるといふふうな意味で給与所得控除をとらえるのであれば、他の事業所得者の経費が一定の収入に対応してどこかで頭打ちになつていふ制度になつていないことを考えますならば、やはり給与所得控除制度は不徹底ではないかといふふう

に考えられるわけとございます。

現に、給与所得控除の適用所得階層はだんだんふやしてまいりまして、先ほど六百十六万と申しましたが、それは何べんかの改正でその対象幅をふやし、また頭打ち額をふやすといふことをやつてまいつたわけとございます。これをやつてまいつた理由は、やはり頭打ち制度といふものが、給与所得控除が必要経費の概算控除であるといふ精神からいへば沿わないものであるといふことを頭に置きながら、しかし、なかなか一挙に改正ができないといふことで、今日まで漸次手直しをするといふことであつたわけとございます。

そこで、この際、根本的に直すといふことであれば、片一方の事業所得について必要経費の頭打ち制度がないのでございまして、何らかの意味において、給与所得控除についても頭打ち制度を

なくしてはどうか。ただし、やはり収入の増加につれて、経費の増加は減減してまいるであらうといふことから、給与所得控除を一律にいたしませんで、たとえば百五十万円までは四割、次の百五十万円については三割、次の三百万円については二割、そして最後のところで、六百万円からこえた分は一分と五分に減減的に見るといふ考え方をとつてはどうかといふことで御提案をし、税制調査会におきまして、最もこの点は議論がございました。いろいろ議論の末、まあそれも一つの考え方であらうといふことになつたわけとございます。

その場合に、もう一つ補足的に御説明いたさなければなりませんのは、先ほどお触れになりました勤務性所得と資産性所得のバランスの問題でございまして、先ほど申しましたように、また御指摘も受けましたように、勤務性所得と資産性所得の負担については、率直に申しまして、バランスを欠いておるといふわけでございまして、このバランスを改善する具体的手だてをいたしましては、午前中野田委員の御質問にもお答えいたしましたように、現在の総合課税といふことを前提として考えますならば、一つは資産性所得についての課税を重課していくといふこと、もう一つは勤務性所得についての課税を軽課していくといふこと、その両方をあわせ行なうことによつてバランスを回復するといふことが必要であらうかと思ひます。

その意味におきまして、給与所得控除といふのは勤務性所得に適用がある制度でございまして、これを拡充をいたしますといふことは、現在の所得税法の持つております最大のウィークポイントでありますところの勤務性所得と資産性所得のバランスの回復に役に立つといふ意味において、有意義なものといふふうで考えた次第でござい

ます。さういふ必要経費論、その性格論、もう一つは勤務性所得と資産性所得の負担のバランス論といふその双方から考えまして、頭打ち制度をやめることに踏み切ることになつたわけとござ

います。

なお、その際、当然のことながら、諸外国の制度との関連も考えてみなければ、アメリカにおきましても、西ドイツにおきましても、勤労性所得と資産性所得では、実行上変えておられます。アメリカでは、御存じのように、税率を変えておる。西ドイツでは、税率は低くしておいて、資産性所得については財産税を課税するという方式で変えておられますという考えを、日本の場合に、税率で両者の差をつけるか、あるいは財産税を導入するか、それとも何か手だてがあるかというのを考えまして、詳しくは御説明を省略しますが、いろいろ研究の末、当面はどうも給与所得控除をもってこの資産性所得と勤労性所得のバランス回復の問題に当たるのがよからうという判断をしたわけでございます。

以上が、給与所得控除につきまして頭打ちをやめました理由でございます。

○阿部(助)委員 高木さん、たいへん親切に所得税の概論をお述べいただいたのですが、私はもっと簡単にいいのですよ。四十九年度の答申で、給与所得控除は必要経費の概算控除である、こう税調は述べておるが、皆さんもそれを認めるのかどうかというのが一点。

それで、四十九年度改正で給与所得控除の最高限度をはずした理由は、そのことによるのかよらないのか、これを簡単に明瞭にお答えを願えたいのです。

○高木(文)政府委員 おっしゃるとおりでございます。私どもも、税制調査会の見解と全く同じ考えを持っております。

○阿部(助)委員 意図した結果だと思えますけれども、今回の税制改正で一番負担率が低下したのは、先ほど来申し上げておるような大きな所得階層、大企業の社長、重役等の平均給与二千四万円のところだ、こう思うのですが、この層は、交際費は必要経費の中に含まれておるのですか。冠婚葬祭であるとか、社長や重役になるといろいろそういうものがかかりますというところで、これが必

要経費の中に含まれておるのですか、どうなんですか。

○高木(文)政府委員 冠婚葬祭ということになりますと、これは必要経費というわけにはまいらないというふうに思うわけでございます。その辺のところの議論で、どこまでが必要経費かということとは非常にむずかしいわけでございますけれども、純粋な冠婚葬祭というものにつきましては必要経費と認めて、高額給与所得者についての頭打ちをやめたというわけではございません。

○阿部(助)委員 そうすると、頭打ちをやめた理由はどうもまだはつきりしない。さっきの前段の、税調と同意見だというのは確認しましたけれども、なぜ頭打ちを取ったのか。この説明をもう少ししてくれませんか。

○高木(文)政府委員 先ほど長々と申しましたが、簡明に申しますと、まず第一は、事業所得者とのバランスでございます。事業所得者は、収入から必要経費を引きましたものに人的控除をさらに引きまして、税率がかかれて事業所得に対する税額がきまります。その場合の事業所得者についての必要経費というものは、収入の額に応じてどういう関係にあるかと申しますと、現在の執行等を含めてみますと、ある程度収入の額がふえたらばどこかで必要経費の額を打ちどめにするという制度は、やっていないわけでございます。

一番わかりやすい例として申し上げますならば、作家の方が著作権収入があるという場合に、非常に評判がよくてたくさん売れる本と必ずしもそうは売れない本とあって、ある年に五百万円の著作権収入がある、ある年に千万円の著作権収入があるとした場合に、その著作権についての必要経費を見る場合に、どこかで頭打ちがあるということではなくて、その収入の大きさにある程度応じながら、またある程度軽減しながら、その必要経費の認定をやっておるという現状でございます。作家の方に限らず、すべての事業所得について必要経費の認定の問題というのは、収入と関連があるわけでございまして、どこかで頭打ちとい

うことはないわけでございます。

そこで、給与所得控除を必要経費と概念するならば、そういう性格が必要経費の第一の本質であるというふうに概念するならば、給与所得控除について頭打ちというのはおかしい、論理的にもおかしいし、実際的にもおかしいという考え方でございまして。

第二の問題は、先ほど申しました資産性所得と勤労性所得とのバランス論というところから起こっていることでございます。

○阿部(助)委員 これのバランスということですが、ですから、私が先ほど来申し上げておるように、再配分機能の問題、こういう問題を重視せないと、平面的な理屈で同じパーセンテージの税金をかけるのであれば、これはたいへん不合理が出てくる。それだから、税制は大体所得税が果進になるといふのは世界じゅう共通しておることなんです。それは再配分機能の問題だと私は思うのです。

それをいま申し上げたように、社長、重役減税といわれるほど高額のほうに有利に働いておるの、私は今度の二兆円減税の最大の特徴だと思うのです。そこにまた頭打ちをはずしてしまふなんというの、皆さんは、ああ言えばバランスの問題、こう言えば配分の問題、こうなるだろうと思ふのですけれども、これは何としても理解しがたいところなんです、必要経費というのはどういふのか、どうしてこれが必要経費なんですか。

○高木(文)政府委員 給与所得控除が必要経費だ、ただ、その必要経費を、事業所得の場合のように、こういうものが必要経費、こういうものが必要経費というふうに個別に書き上げて、そして算定をして、それを収入から引くということをして、収入に一定の率をかけて出すというやり方をやっているわけでございます。サラリーマンの場合、どこまでが必要経費かというの是非常にむずかしい問題でございます。たとえば、通勤に要する経費等は明らかに必要経費でございまいけれども、洋服とか洗たく代と

か、そういうものは給与を得るために必要な経費の部分と、生活のために必要な部分との境界が明らかでないわけでございます。言ってみれば、比較的安い洋服を着てがまんするというやり方もありましようし、職業によつては、相当いい服をたくさん使わなければならぬという場合もありましようし、そういう意味で、同じサラリーマンでも、職業によつて、洋服代に多くを投ずる必要がある場合と必要のない場合とありましようし、それから先ほど申しましたように、生活費の一部と見るべき部分と、給与を得るための部分とというのがありましよう。それが分解がきかないということから、概念的に引いておるということでございます。

これをいま平均的なサラリーマンにつきまして、かりにいろいろ算定をいたしてみしても、今回の四割、三割、二割、一割という額には、なかなかならないというところでございます。

以前は非常にその議論をしておったことがございますが、その後最近までは、いろいろな場合、特に訴訟の場合なんかでも、必要経費とは何だ、具体的にどの経費とどの経費をいうのかという議論がございまいけれども、それは技術的に申しませんが、実務的に算定はできません。算定はできませんが、しかし、そういう生活費ではない、何らかの意味において給与を得るために必要であろうと思われるものを概算的に見ているわけでございまして、それでは冠婚葬祭まで入るかと言われますと、それはどうも必要経費というわけにはまいらぬだろうということでございます。一々の、こういう経費が入るか入らぬかということになりますと、それぞれの項目ごとになかなか議論を呼ぶところであらうかと思ひます。

○阿部(助)委員 いままでは、必要経費だといふにびしやりとは規定してありませんでした。

○高木(文)政府委員 給与所得控除というのは何のための制度であるか、これは必要経費であるかどうかということは、法律の上では明確になつて

おりません。これはお尋ねに対してお答えをいたしました。それから税の専門家が書物にいつておりました。あるいは最近では、裁判の際に給与所得控除とは何かということについていろいろ論議がございました。そういう形でござい

ただし、そのすべての場合を通じて、やはり給与所得控除とは必要経費の概念的な控除であるという説明が、多数説と申しますか、一般的に最も通用しておる説明のしかただというふうに思っております。これは何れも今回の税制調査会がそういう定義を下したということではなくて、従来からそうでございましたし、私どもないし私どもの先輩の主税局の者も、大体、給与所得控除とは必要経費の概念的な控除だという説明をしてまいっております。

○阿部(助)委員 労働者の研究機関の調査によりますと、もっぱら夜間労働に従事して、いわゆる三交代制などという中で夜中に働かされておる労働者は、平均寿命で他の労働者に比べて四、五年短いという結果が出ておるようであります。肉体の消耗が著しいというわけであり、事業所得の必要経費の算出にあたっては、資本の再生産に必要な減価償却費の計上などというものは、これは当然のこととして認められていまして、そうすれば、夜間労働には割り増し金、手当を出しておるのも、私はやはりそういうことだと思っております。深夜労働とか超過勤務とかいうものは、たいへんに肉体の消耗が激しい。だから、これに対して金をよけい出しておる、こういうことだと思っております。そうすれば、この著しい消耗をする労働者の資本である肉体、そういうものは一体どういうふうな消耗費を計算されておるのか、これをお伺いしたい。

○高木(文)政府委員 肉体の消耗を税制の上でどう見るかというものは、なかなかむずかしい問題でございまして、少なくとも、いろいろな各種のサラリーマンの間におきまして、給与所得控除の制度論として、肉体の消耗を見るという考え方は、

いままでいたしたことはないと思ひます。

お答えにならないかもしれませんが、肉体の消耗とは若干違うかもしれないが、特殊なスポーツをやる職業の人が、特別に栄養をとらなければならぬということ、食費によけいかかるということの場合に、主として事業所得計算の場合に、その種の食費というものを普通の食費と区分して、むしろ必要経費の一部として論議されたことがございまして、そういう形で、事業所得者については、そういう消耗を回復するための特別の食費というものについて、必要経費論で議論したことはございまして、しかし、それは非常に珍しい事例でございまして、私の承知をしております限り、何らかの方法で肉体の消耗というのを税制上取り入れてくるということは、あるいはちよつとやらないのではないかと思ひます。

それから、ただいまお触れになりました夜間勤務の人、特に交代制勤務労働者についての深夜の割り増し賃金の問題というのは、これは非常に長い歴史がございまして、西ドイツにおいて税制上非常に長く論議された問題でございまして、その結果、現在、世界の各国ではほとんどやっておりますが、西ドイツだけにつきましては、交代制勤務について夜間勤務手当についての特別扱いが行なわれております。この論議の過程におきましては、いろいろ訴訟がありました。いろいろなことがございまして、その過程においては、先生がお触れになりました特殊な肉体の消耗というような問題が論議されたやに聞いております。寡聞にして私も承知しておりますのは、その程度のこととでございまして。

○阿部(助)委員 夜間の労働とかいうものは、やはりたいへん消耗するわけですね。人間やはりまだ農耕民族の血を引いていると見えて、太陽さんの出ているとき動くほうが楽なようです。そういう点で、これはたいへん肉体の消耗をする。それから、また、労働基準法やそういうものは、これに対して深夜手当を出せ、こういっておるのですね。だから、どこの国がどうかは私は寡聞に

て知りませんけれども、これはやはり肉体の消耗——まあ皆さん資本に課税せずだとか生活費に課税せず、こう言うならば、労働者にとって労働力の再生産というものは何と云ったって一番基本的なものなんだから、そういう点で、肉体を消耗する超過勤務手当にまで課税をするというのかといふ私は、人道的な立場に立つて酷ではないのかという点で検討すべき問題だろう、よその国がやっていないとか何とかいうことじゃなしに、本質から見て検討すべきものだろうと思ひますが、どうですか。

○高木(文)政府委員 昨年のこの委員会におきましても、各種手当の税制上の問題についていろいろ御意見が提出をされました。また四十九年度の税制改正を論議いたしました政府の税制調査会の場面にございまして、主として労働関係の委員から、夜間勤務手当のうちの交代制勤務手当の問題について、非常にいろいろと御研究の上での意見の開陳がございました。これを税制上どうするかということとは、かなり議論をしたのでござい

しかしながら、もろもろの手当はいろいろな種類のものがございまして、なかなかどこでどうやって線を引くかということがむずかしいということがございまして、現段階では、この種のものにつきましても、税制の上において何らかの手当をすることをいうのは、線をどこに引くかということがむずかしいということとの関連で無理ではないか。むしろやはり、従来わが国でやってきておりますように、収入サイドで見えていただく以外に方法がないのではないかと、少なくとも、四十九年度税制改正の問題といたしましては、いわば見送りということになつておるわけとでござい

ただ、この問題は、毎年毎年論議されるということであるところが証明されますように、やはり相当問題があるところであるというところは、私どもも否定するものではないわけとでございまして、外国がどうだからというようにすることで簡単にうまくい

かないということだけで処理すべきものではないことは御指摘のとおりでございまして、今後とも検討の課題にはしていかなければならぬと思ひますが、いままで毎年毎年論議されながらどうもまだ解決していないということは、ある意味におきまして、そのことの解決の出口を見つけないことが非常にむずかしい問題であるというところの証明であること御承知いただきたいと思ひます。どうも、なかなかいろいろ種類の労働形態があり、いろいろな種類の給与形態がございまして、どこからどこまでをどうしていいのかわからないことが何としてもむずかしいということから、解決の出口を見つけようとなつておるわけとでござい

○阿部(助)委員 いや、これはそんなにむずかしいことじゃないですか。私はしろうとだからあれだけれども、深夜手当とか超過勤務手当とかいふものを課税対象からはずせばいいのだから、これはそんなにむずかしいことじゃないのじゃないですか。労働者の必要経費というのは、私は、先ほど申し上げたように、唯一の資本である労働力の再生産費だ、抽象的にいへばそういうことだと思ひますが、これはいかがですか。

○高木(文)政府委員 おっしゃる通り再生産費であるという見地をとりました場合におきましても、その手当の中の何があるかは何円という額が再生産費に当たるものかどうかというような問題が一つございまして、それから、いま夜間手当の問題を御論議でございますけれども、昼間勤務の場合でも、特別な消耗を伴うがゆえに、言つてみれば、再生産のために特別な配慮が必要だという職業もあるわけとでございまして、夜間勤務だけというところで問題は片づかないというところに、限界の引きようがないというところに問題があるというところとでござい

○阿部(助)委員 私はそれと切り離して、いまお伺ひしたのは、抽象的にいへば、唯一の資本である労働力の再生産費、これは必要経費ということになるのだから、こういうことですが、この点は認められるでしょう。

さて、しかしながら、必要経費の概算控除をやめて、すべてのサラリーマンについて実額控除をとる、あるいは選択制にするということは、これは言うべくしてなかなかむずかしいわけでございます。それは、どなたが必要経費の概算控除を選択しないで実額控除を選択するかといいましたならば、四十九年度税制改正をベースにして申し上げますと、四割、三割、二割、一割というものを収入にかけて出して出した額よりも、必要経費がよいかかかったという方だけが必要経費の実額控除を選択されるわけでございますが、そうするためには、四割、三割、二割、一割ではどの部分からどの部分までが四割、三割、二割、一割という計算でやっております給与所得控除でございますよという厳密なるものさしをつくる必要があります。そして、それを乗り越えたという証明、それにはまらなかつたという証明があつた方に限って初めて実額控除の選択ということになるわけでありまして、この四割、三割、二割、一割でどこからどこまで見たのか、たとえば洋服の場合であれば年何着まで、そして幾らの洋服まで見ることにするのかという点。それはその人の職業の種類によつて洋服をしょつちゅう変えなければならぬ人があつたり、いろいろ変えますものだから、そういうところまでいろいろな表をつくることにできないかと、なかなかそれがうまく組まれないというあたりの問題がありまして、そこで、なかなか実額選択というのにはむずかしいのではないかと、ふううに考えられるわけでございます。

それから、源泉徴収制度のほうの問題につきましましては、これは初めから源泉徴収だけにするか、あるいはサラリーマンの場合でも源泉徴収をしないでもよろしいという制度をつくるかという問題が一つあるわけでございます。この問題につきましましては、日本は源泉徴収制度がかなりうまくいっている国でございますが、このような場合に、三十年以上の歴史をもつてやってきた今日の現状におきまして、これをやめて、たとえば源泉徴収をしてもよろしいか申告を自由にして、選択に

するのがいいかどうかということになりますと、どういふ結果になりますか、どちらをどういふふうに変換されることになりまして、その辺にも一つ問題があり、それに税の制度を考えますときに、昔からよくいわれておりました徴税費最小の原則というものが、当然一つ考えてみなければならぬということもありまして、これまたそういう意味で、にわかには踏み切りかねるということでございます。

この二つの問題はしばしば一緒に議論されておりますが、一応、本来は別の問題として議論すべき問題であろうというふうに思っております。なお、しかしながら、この問題は非常に大きな基本的な問題でございますので、私どもの間でも、また私どもの諸先輩の間でも、いろいろな議論があるわけでございます。現行制度だけが唯一無二のものであるというふうには考えていないので、今後ともやはり十分いろいろな角度から考えてみなければならぬ。いまのだけがいい制度であつて、ほかに制度はないのだというふうななかなかな気持ちではおられません。ただ、いろいろそれを乗り越えていく問題が多いということ、言つてみれば、いつもお尋ねに對して、なお検討いたしますという御回答しか申し上げてないという経過でございます。

○阿部(助)委員 これは長い間の議論であります。最近特に申告をしようという動きが強いわけですが、これは御承知のとおりです。そうすれば、皆さんが概算控除の額をうんと引き上げれば、そんなにめんどくさいことをせぬでも、これで天引きしてもらつたほうがいいやという人も、いまの段階ではたいへん多いと私は思うのです。実際また自分でいろいろと書類をつくらうと何かするといふことは、たいへん手のかかることです。しかし、また、これはある意味で、国民が税を理解し、そして理解した上で納めるということからいへば、大いに勉強してもらふというところは、これまたたいへんけつこうなことです。だけれども、現実にはそんなに多くないと思つて。

そうすれば、申告をしたいという者が申告をするというのには憲法上一体どこがおかしいのだからかといふことになると、一つもおかしくないですね。あたりまえなんです。自主申告といふことと、皆さんの行政上の繁雑さの出ることは私も想像します。だけれども、行政の繁雑さで憲法の民主主義の原則を踏みこむなんというものは、私は絶対に許せないことだと思つております。

そういう点で、皆さん、これは長いことかかつての懸案であります。もうこの辺で認めるべきものは認める。その原則は、その基本は何に依拠するかといへば、私は民主主義といふもの、憲法といふものに從つてこれを判断していく。そしてその中でやらして、認めるべきものは認めていくというものが、もう政治の常道だと思つて。それを、行政費がかかるといふことで押さつていくのは、私に何だかんだといふことで押さつていくのは、私は憲法のたてまえからいって、行政府のわがまま、こういうことになると思つて、行政府のわがまま、もうこの辺で大臣、思い切つて自主申告を認める。しかし、概算控除額をうんと引き上げておけば、必ずしもそう大げんがやらない。むしろ私は、大げんが自主申告するほど税に対する理解を得た国民であつてくれたら、どれだけ日本の国は民主的であつてくれんか、どれだけ日本に逆にも考えますので、この辺で認めるべきだと思つて、いかがです。

○高木(文)政府委員 私、ちよつとさつき説明がまずかつたのでございますが、給与所得控除制度と実額制度の選択制度にするという問題と、源泉徴収制度を申告制度にするという問題は、本来理論的には別の問題であるといふふうに申し上げましたが、しかし、それはあくまで理論的な点から言つておるだけでございまして、実際問題として、給与所得控除と実額制度との選択制度を設けた上で、一部源泉が源泉でないかの選択をまた認めたらいけないかといふことが問題になると思つてございまして、そのことを頭に置きました場合の第一の難点は、現在の所得控除制度、概算

控除制度でどこまでカバーしておるといふことになるのか。それを越える部分といふのを判定する場合には、その根つこの概算ではどこまで見ておるのだといふことがはつきりいたしませんといけませんので、その議論をどういふふう展開していくかといふ問題が一つございまして。

それから、第二は、おつしやるように、私どもは確かに行政繁雑といふことよりも、行政にあまり自信がないといふことがものごとの踏み切りをおくらしている大きな理由でございますけれども、それよりもっと大きな一つの問題としては、自信がないのは、行政が繁雑になるからとか、職員の数をやさなければならぬか、か、そういうことよりも、やはりいまの状態ですういふふうにするのが、より公平性が保てるかどうかといふところに一つ問題がございまして。

現在、営業所得者については、御存じのようにな、全部申告のたてまえになつておるわけでございますけれども、何といひますか、非常に言い方がむずかしいわけでございますが、営業所得者相互間における公平といふものが十分保たれていゝと云えるかどうかといふあたりをながめてみますならば、申告制度にすることがより公平になるのかどうか。

〔松本(十)委員長代理退席、委員長着席〕
経費の概算控除制度をとつてやっておりますサラリーマン相互間の不公平感といふものが、いまどの程度あるかどうか、営業所得者相互間の不公平感といふものがどの程度あるかどうかといふことを静かに考へてみますと、全体について申告制度にしたほうがより公平感が維持できるかといふことの自信がなかなか持ちにくい。これは言いにくいこととでございますけれども、わが国の国民生活の中に、申告制度なり納税観念といふものの定着性といふものがある程度進んでまいりました段階と見合つていけませんと、自主申告で完全公平が維持できるかといふことはなかなかむずかしいわけでございます。行政上の繁雑といふような面ではなくて、むしろそういう意味での公平論として、私

どもはかなり危惧の念を持つわけでございます。
○福田国務大臣 過日の本会議でも御質問がありまして、源泉制と申告制と選択せしめたらどうかというようなことでございましたが、私はいまの源泉制、これはたいへん国民の間に慣熟をしておる、もう定着しておる、こういうふうな思ふのです。そういう制度がかりに若干の欠点がありまして、これは悪制ではない。これは古来そういうふうな理解が税についてございすが、しかし、この場合におきまして、私は、そう欠陥があるとも思わないのですよ。

いまる主税局長が申し上げましたとおり、これを申告税制に変えるということにいたしましたし、はたしてこれで公正な税制であるかという、必ずしもそうもいえない。のみならず、これは税務当局と二千三百万人といわれる給与所得者の間に非常に複雑な手続関係が生まれる、そういうことではたしていいのか、こういうことを考えざるを得ないのです。そういうことを考えますと、理論的には阿部さんのお話、私は理解はできます。できまるけれども、実際問題として、いま今日この段階で妥当であるかということ等を考えますと、はなはだこれは疑問を持つという見解でございます。

○阿部(助)委員 私はいますぐ全部が申告制になるというふうには思っていないのですよ。むしろ、いままでもどおりでいいやということになるかも知れない、そういう人が大半かも知れない。しかし、選択制にするというのは、行政が多少複雑になるとかどうとかいうことは二の次の問題ではないだろうか。やはり一人一人が自分でやってみなければ、税の問題なんというものは覚えるわけがない。国民に袋をかぶせておいて、みんなめくらにしておいて税金をふんだくというなら、これはわかるけれども、そうではない。お互いに納得し合つて納める。それで民主的にこれを運営するすれば、それに何がしかの——民主主義は、それは経費もかかる、時間もかかる、私は当然なことだと思うのですよ。簡明直截に独

裁政治であれば、こんな議会なんて、こんなひまをつぶすこともないのかもわからない。しかし、それでは大きな間違いを起こすというので、民主主義という、こういう手間のかかる——大臣に御出席願いたいといったってなかなか出ていただけないというくらいの手間のかかる仕事をやっておるのは、何のためなんだろう。やはり、回りくどいだらうけれども、日本の民主主義を進展させ、育てていくということ、お互いに苦勞をしておると思うのですよ。

その観点からいけば、私は、確かに行政的には複雑になるだろう、金もかかるだろう、それも十分わかります。だから、いま一ぺんに源泉を全部取つ払つて申告制にしろとまでは、私は申し上げていない。しかし、この憲法の原則からいって、国民が税金のことを勉強し、それを理解をし、そしてやってみるためには、自分でやってみるということがいいことなんです。何がしかのやりたい者は、選択をして自主申告をやるということ、私は福田大蔵大臣が民主主義のチャンピオンになろうとするならば、当然その原則をまずお立てになる、その上で初めて多少手数の問題だとかいろいろの問題を御考慮なさるのはけっこうです。

だから、私は、控除をうんと引き上げ、そうすれば、めんどくさいから、こつちのほうから、源泉で天引きにしまつていいと言ふ人も多分出ると思うのです。だから、いま一ぺんというの、私はこれはなかなかむずかしい問題だとは思います。だけれども、いまの大臣のように、ただ長年にわたつてやってきた。確かに税の關係はあまり変更することはいいことじゃない。これもわかります。ただ、いまの大臣のおっしゃつたお話では、何か憲法あるいは民主主義という原則を踏まえておらない御答弁ではないだろうか。私はこういう感じがするわけでして、その辺はもう少しお考えを願ひ、検討をしていただきたいと思うのです。

よくわかります。わかりますが、さてしからば、その御議論のとおりやつてみて、これが日本の税制としてはたして改善となるか、こういうことを考えますと、疑問がある、こういうことを申し上げておるわけなんです。税は何といったって公平でなければならぬ。その点から見ても、これは問題がなしとしない。それから第二に、税は簡便でなければならぬ、こういう原則がある。この原則から見ても問題がある。

そういうようなことがあるのでありまして、税の民主化という立場の御所見の意味はよく理解できますけれども、なおこれは慎重な答えをせざるを得ない、こういうことでございします。

○阿部(助)委員 最後に、では、これから特別措置の問題に入りますけれども、四十九年度税制改正で、政令により公害防止準備金の適用業種が拡大される、こう聞いておりますが、公害をたれ流す企業が公害の防止の費用を支出するというのは、私は原則だと思ふのです。

ところが、この法律によると、そうではなしに、公害の防止の費用の支出に備えて、将来やるかも知れない、やらないかも知れない、これに備えて収入の百分の三とか百分の六を積み立ててこれを損金に落とす、税金が軽減される、こういう制度でありますけれども、これで見てもいりますと、どうも新日鉄ばかりやり玉にあげて気の毒だけれども、新日鉄のこれです。四十八年の三月期には四十五億、四十八年の九月期には九十六億積み立てられたのであります。そうして、たとえば君津におけるように、あれだけ公害を出しているながら一円も、びた一銭も公害防止のための支出として取りくずしてはいないのです。そうすると、これは完全な内部留保というか、利益隠しの手段と見ざるを得ないのです。この事実はお認めになりますか。

○高木(文)政府委員 公害防止準備金の制度は、現行の租税特別措置法にありますが、あまり感心しない制度であるというふうに考えております。

なぜこういう感心しない制度をこしらへましたかと申しますと、また今回延長をお願いしておるのはなぜかということをおし上げますと、公害の問題がにわか問題になりました際に、数年前からにわか問題になってきたわけでございします。毎年毎年、公害防止費用がかなりの勢いで増をしていかざるを得ない。しかしながら、企業の所得の状況は、景気、不景気に応じて、非常に大きな波が出ます。そこで、ある公害防止事業を二年先なり三年先なりにやろうと考へた場合に、所得のある時期とその公害防止事業を実施しようとする時期とが重なりまうとまうのでありますけれども、それが合わない場合があり得るということで、景気の変動に關係なく、景気のいいときにある程度のもを準備しておいて、景気が悪くても公害防止のための事業を平均的にできるということにしたらどうかということから、この制度が始まつたわけでございします。

しかしながら、私も少しは思ひまして、それはあくまで公害の問題は——公害はある程度当然のようになつて出てくる、それは企業が当然に防止しなければならぬわけでございしますから、本来ならば、こういう制度は必要がないのではないかと、この制度は私どもの立場でございします。それに對して、一つは、公害防止を緊急にやらなければならぬし、その緊急にやらなければならぬという理由、企業は、企業のほうの経理状態とか何とかいうものと關係なくやらなければならぬのだから、所得のある時期にある程度積めるようにしておいて、そうして景気の悪いときでもそれを取りくずして、公害防止費用に回すという仕組みにしたい。どうかということ、できたものでございします。

でございしますから、現在は公害防止準備金を積みまます企業がどうやって選ばれてるかとおししますと、売り上げ高に對して公害防止費用が比較的高いという条件と、その業種の性格上、何といひますか、景気変動にさらされやすい企業であるという条件と、その二つの条件に重なるものだけを指定することになっております。現在その業種

の数は三十数件に及んでおりますが、大体もうカバリーをいたしております。ただ、二、三業種がその条件に該当するのだが、まだ指定漏れがあるということ、若干の業種についての指定を考慮いたしております。

と同時に、この制度につきましては今回延長をお願いいたしますけれども、どうもこのまゝいつまでも続けるということは適当でないというふうに考へておりました。公害防止がいかに必要であり、また公害防止のための何らかの経理上の手当てが必要であるといはしても、少し現在のものは、たゞいま御指摘になりましたように、いわば経理操作的に当てられる可能性を持った仕組みになつておりますので、これを直す必要があるといふことで、政府部内におきましては、担当部局、具体的に申しますれば、通産省なり運輸省でございまして、今回二年間延長をお願いいたしますが、その間にはよほど研究して、次回には漫然延長というふうなことがないようにということで、研究することを要請いたしておるといふ実情にあるわけでございます。私どもといたしましては、これは大いに勉強いたしまして、御指摘のような弊害を何とか次回までには除去していかなければならぬと思つております。

○阿部(助)委員 局長は率直に、あまり感心しない特別措置だ、こうおっしゃつたので、あまり追及をするのが私も何かつらくなつたのですけれども、公害と企業の大きさは必ずしも関連がないのです。大企業だから公害を出すとかかりはいえないのです。ところが、この積み立ては、収入というか、結局売り上げの何%となると、たとえば新日鉄のように一年間でたいへん大きな売り上げをする企業、これはうんと積み立てることができる。小さな企業でも公害をうんと出す企業があるかもしれない。だけれども、企業が小さい、売り上げが小さければ、この積み立てができない。

大体、これを積み立てておるのは大企業です

よ。しかもこれは、事実が発生したら減税措置だとかいろいろなことをするというならわかるけれども、いまの新日鉄のように九十六億円も積み立てておいて、びた一文も使わない。まさにこれは内部留保の典型的なものなんだ。こんなものをまたこの際に延期をするなんて、大体これは四十九年の三月三十一日までの期間だったのだから、もうこの辺で——これは皆さんがたいへん感心しない特別措置だとおっしゃるならば、しかも、私は先ほど来、大企業、金持ちのほうに減税だとかいろいろな恩恵を与え、そしてインフレ弱者のほうにはさっぱり恩恵を与えないやり方だといふ指摘をしてきましたけれども、こんな風に食わない法律をまた二年間も延ばすなんていうのは、これはまさに財界の圧力というのか、癒着というのかわからぬけれども、これはいただけない御答弁でして、これはおやめになったらどうなんです。延長などというのはいささかきつねのじやないのですか。

○高木(文)政府委員 おっしゃるような面が確かにあるのでございます。これは二年前に設けられた制度でございます。そうして当時、環境問題、公害問題のための臨時国会というのが開かれたあの直後に考えられた制度でございます。公害対策としてはいろいろなことが考えられておりますが、一つは、先生がおっしゃいました、具体的に公害防止の工事をやつたという場合に、その設備について特別償却を認めるという制度が一つございます。もう一つは、景気、不景気にかかわらず、コンスタントにこの公害防止事業をやることのできるようにという公害防止準備金制度がございます。この二つが公害防止のための税制としては柱になつておるわけでございます。

ところが、それがどういうふうな運用されてきますかというところは、たまたまいま新日鉄の例を御指摘になりましたが、私どももまだ二年間でございますので、これがどういう規模の業種にどのように活用されているかというところは、必ずしもまだ残念ながら十分把握できていない。総体と

してどのぐらゐのものが積み立ておるかということとはわかりつつありますけれども、それがいろいろな業種、三十幾つ指定されておりますが、どういふ業種がこの制度を最もうまく活用しているかとか、あるいはどういふふうにして取りくずされていくかとかいふことは、制度上は三年間たちましたならば取りくずすことになつておるわけでございます。そのこと、まだ三年目も来ておりませんが、取りくずしの状況も全くわからないといふことでございます。

それから、率が百分の六、百分の三とおっしゃいましたが、そうではなくて、売り上げの千分の六、千分の三でございます。この率が妥当かどうかというあたりも非常に問題があるわけでございます。その経費値がだんだん出てきましたならば、手直しをせむとも求めたいと思つておるわけでございます。いかにもまだ始まつてから、四十七年の四月一日から始まつたわけでございますので、実績経験期間は一年半ほどでございます。また一年決算方式でございます。まだ一回しか積んでないといふことでございます。もうちょっと様子を見させていたたい、どこがこういふふうにくぐあいが悪いから、この制度をこういふふうに直そうではないかといふことにして、ごかんべん願いたいといふふうにおつておるわけでございます。

いずれにいたしましても、この準備金がかかるの額になつてきておるといふことは、ある意味におきましては、公害問題の緊急性が一部にいわれておりました特殊の産業だけでなくて、かなり幅広く問題意識が広がってきたことの証明であるといふことは言えるのでございます。ですから、公害に ついてのものの考え方が定着をしていく過程におきまして、これが利益準備金のものにならないように改正をはかつていくことは考えなければならぬと思つております。それをやるにいたしまして、いかにもスタート以来わずか二年でございますので、データ不足でございますので、そつくりそのまゝの形で手を触れないということ

で延長をお願いせざるを得なかった、こういうことでございます。

○阿部(助)委員 この問題を出したのは、私はやはり特別措置の根本にかかわる問題だ、こう思うからでありますけれども、公害対策、これはもうたいへん緊要なことでありまして。しかし、私は、公害を防ぐのは、第一に企業の責任なんだ、企業の負担で行なうというのが原則だと思ふのです。また企業の力で不可能だといふ場合には、国の補助金の制度もあれば、また融資の制度もあるだろうし、それに利子補給という手もないことはない。それをなぜこの準備金に積ませるのか、積み立てさせるのかという点になりますと、私はどうも理解できない。

しかも、昨年来過剰流動性の問題というのが大いに問題になり、福田さんは、いま金融の引き締めだ、設備投資の抑制だ、そして買い占め、売り惜しみの資金を融資させないように言つておるけれども、片つ方の特別措置で全部しり抜けだなどといふことは、どうしようもない。これじゃどうしようもないので、皆さんがどうしてこれをやりたいたらば、これを積み立てさせたら、政府なら政府に預かつておくとか凍結するといふことならば、まだ百歩譲つて私はわからぬではないのです。凍結もさせないで、公害防止には一銭も出しもしないで、そうしてこうやって税金を免れる。

特に、いま新日鉄なんというのは、カルテル利益というか、あの不況カルテル以来、もうかつてもうかつて困つておる。しかも、大きな売り上げをやる大企業はうんと積むことができる。公害を出す出さぬにかかわらず、これは大きな企業は大きく積むことができる。売り上げの小さい企業は、かりに公害を出す危険性があるとしても、さっぱり積み立てることができないなんというところになると、これはこの法律の根本のねらいが、もう大企業べつたりという感じしかしないのでして、この影響というのは、特別措置を整理するといふ——いままで何年間かこの委員会が特別措置

整理の方向というのは論議され、皆さんもお答えになっておるのです。こういうことからいけば、期限の来るこういうものは、まず第一番目にやり玉に上げて期限切れで終わりとすることに私はすべきものだと思うのですが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 決して、これは冒頭から申し上げますように、税制として非常にりっぱな制度だというふうには考えておりませんものですが、私どももいろいろ検討したわけでございます。

おっしゃるの、非常に象徴的な新日鉄の例をおとりになっておっしゃっておるわけでございますけれども、三十三業種の中にはかなりこまごました業種もあります。たとえば、でん粉製造業であるとか、蒸留酒製造業であるとか、コークス製造業であるとか、かなりこまかい規模のほうがある普通の業種であるという業種もあるわけでございます。

そこで、おっしゃることは、あるいは必ず波があるといつても、そう大きな波があるわけではないということ、また売り上げ高が非常に大きいということ、一律千分の六、千分の三といううなあたりに問題があるということ、御指摘になったわけでございますが、まさにそういう問題がいろいろあると思ひます。ですから、その問題の何らかの形で是正していかなければならぬと思つたわけでございますが、いま申しましたように、できましてから時間が短いものですから、そういうデータ不足ということもありまして、どこをどう是正するのがよいか。それから、たとえば取りくず規定の是正なども考える必要があると思ひますが、その数字もなかなか現段階までは把握ができておりません。四十七年実績だけしかわかっておりませんので、それから、たった一年間の実績でございますので、それだけをもつてすぐやめちゃうというののもあまり朝令暮改というふうなことになりますので、しばらく見守らしていただきたいということにいたしましたわけでございます。

どうか、今後必ずや直すということを前提にしてお認めをいただきたいとお願いをいたす次第でございます。

○阿部(助)委員 まあ必ず直すというのですが、これは二年また延長して、二年たつたらまた延期するのじゃないですか。どうもその点に關して信用がでないのです。それ以上はあまりお伺いしても、必ずやめるといふことですから、しよがないのだからうけれども、ただ、それにしても、売り上げが大きければ積み立てが大きくて、売り上げが小さければ積み立てが少なくて、公害と収入とは一体どういう関係を持つておるのですか。

○高木(文)政府委員 こまかい話になりましたが、いへん恐縮でございますが、この制度ができました四十七年時点というの、実はちやうどたまたまたま引かれました鉄で申しますと、非常に不況期でございました。それで、新日鉄はどうであつたか、一々こまかいことを記憶いたしておりましたが、かなり大きな製鉄メーカーも財産の一部を処分することによつてようやく配当維持ができたというふうな状況であつたのでございます。たまたまそういう時期にぶつかりましたものですから、製鉄業の場合にも、この種の準備金がございます。と、長期計画を立てて継続的に公害防止事業をやることが企業圧迫になる、経理圧迫になるということから、なかなか大規模な公害防止事業をやることが踏み切りがたいという情勢にあつたことは事実でございます。

そういうことを考えますならば、鉄は御存じのようにやはりどうしても波の大きい企業でございます。それから、そういう波の大きい企業の場合に、たまたま現在非常に好況期に当たつておりますし、所得も大きく出ておりますから、そういう感じを強くお持ちだと思ひますけれども、好況不況を考へますと、不況期の時点でものを考へてみますと、やはりそういうものを積みこんでおかないと、せっかく公害防止事業を三年計画なり何なりで始めたのに、不況期になつて詰まってきた、そうし

てそれをまた延ばさなければならぬというふうなことになるというふうな事情があるわけでございます。

その辺の事情がありましたので、この制度は公害防止事業に金がかかる事業ならだれでも積めるというたてまえにはなっていないのでございまして、そもそも景気変動が比較的大きい事業についてだけ積めるということにしておるというの、そういう意味なのでございます。でございますから、もう少し何回かの景気変動を経験いたしまして、そういう理屈どおり有意義な制度であるといふことが証明されることになるか、それとも先生御指摘のように、全くの利益準備金にとどまるといふことになるかは出ないわけでございますが、私もどうもちやうどいろいろ問題がある準備金だと思ひますけれども、関係の官庁なりに、もうこの制度をやめようではないかといふことを、またこういうふうな直そうではないかといふことを説得するに至るまでは、少しは材料が不足しておるといふことでございまして、今回はそこまですたさなかつたわけでございます。底流といいたしましては、私もまだまだ先生御指摘のような気持ちを持つております。

それで、いろいろ縦からの見、横からの見をしまして、どうもやはりデメリットのほうが大きいということになりましたら、そのデメリット部分を是正すべく、必ずや御提案をする時期が来ると思ひます。漫然と続けていくということとはとてもできないというふうな性質のものであるといふふうな考へております。

○阿部(助)委員 結局、この公害準備金だけじゃないのですけれども、こういう形にならば、大企業の自己金融能力を高める。そして、これなんかはまさに公害をえさにして自己金融能力を高めて、そして高度成長を続けよう。しかも、これは福田大蔵大臣がおっしゃる設備投資の抑制であるとか引き締めであるとかいうものと、これはた逆行する。確かに何かあると通産省は特別措置、税制でやれみたいなことを言うので、今度一

べん何かの機会に通産大臣にこへ御出席願つて、通産省では特別措置をやめるといふ話を一ぺんでもしたことがあるのかどうか、一体税法を何とか心得ておるのかというふうなことを、どうしても通産大臣にお伺いをする必要があらうと思ひます。

そういう点で、私は、これだけではない、もう期限の来る特別措置をひとつおやめになったらどうだろうと思ひます。それが福田大蔵大臣の発想の転換といふことにつながるのではないだろうか。準備金、特別償却といふようなものは、もう廃止されたらいかがでしょうか。特に今年期限の来る準備金は、なるたけおやめになるということには当然だと思ひますが、大蔵大臣、いかがですか。

○福田(国)大臣 特別措置につきましては、税制調査会でも、十分検討してその整理、改廃につとむべし、そういうことは申しておるわけでありまして、そういう精神にのつとりまして今回御提案をいたしておる、こういう性格のものでございまして、特別措置はとにかくその中でも期限のつておるものが多いわけでございますから、特に期限のつておるものにつきましては、特別の事情のない限りその期限どおりにやるべきものだ、こういうふうな考へております。

○阿部(助)委員 それでは、具体的にお伺いします。証券取引責任準備金、これはたしか福田大蔵大臣が大蔵大臣のときだつたと思ひますけれども、山一証券のときにつくつたという点で、福田大蔵大臣のつくられた特別措置だと思ひます。それだけに、もうこんなものは私は必要がないと思ひます。福田さんがあと始末をするという意味で、まずこの証券取引責任準備金というのは期限が来たからおやめになるべきだと思ひますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 証券取引責任準備金は実は昭和三十九年から始まつた制度でございまして、ちよつと私いま記憶がはつきりいたしません、

○福田國務大臣　税制調査会でも、既得権化する
ことについては非常に慎重でなければならぬ——
慎重というか、厳に警戒しなければならぬ、こう
いうことをいっておるわけです。整理改廃という
ことを旨として大蔵省においても審議したわけな
らうでございますが、そういうことで、大體理由の
つかないものにつきましては廃止する、あるいは
改正する、こういうことにいたしておりますが、
特別の事情のあるものにつきましてはこれを存続
する、こういうのですが、とにかく基本的には特
別措置は、法人税制といたしますとこれは異例の

ことでございますから、そういう考えのもとに、特別措置全体につきまして対処していくということをはっきり申し上げます。

○阿部(助)委員 特別措置の問題でやればきりがないのですが、日本は、この本を見て、この青いほうが本法です、赤いほうが特別措置なんです、特別措置のほうが多いぐらいあるのですね、特別措置は、財界保護の特微的な日本の税制だと思ふのです。もうこの辺でやめてもらいたいと思うのです。

私は常に一番腹の立ちますのは、退職給与引き当て金というのがありますね。私、こういう関係でありますから、倒産した、労働者がもう食べていけない、職場は閉鎖だということに、退職金も何もない、おおむねそういうときには銀行さんや何か担保を押えておるといふようなことで、私はよく引っぱり出される。行ってみて、退職給与引き当て金なんというものを、銀行へ別ワケで残しておいた会社は一ぺんもお目にかかったことがない。もちろんそうであります。会社の経営者としては、ありとあらゆる手段を尽くして倒産を免れようとして奮闘努力したに違いない。したがって、退職給与引き当て金なんというのは、かりに積んでおいたとしても、全部使い果たして、刀折れ矢尽きて倒産になるのです。そうすると、倒産する企業の労働者の保護には、退職給与引き当て金というのは何も作用をしないのです。

ところが、大企業はといえば、都市銀行がつぶれるとき、新日鉄が倒産をして退職金を払わないかぬときなんというのは、これはまあ日本沈没か、革命のとき以外なからうと思ふのです。これがつぶれるときは、皆さん、山一証券じゃないけれども、政府がみずから乗り出してこれを救済するだろうということも、おおむね察しのつくところなんです。ところが、この百億円以上の大企業なんというの、この退職給与引き当て金を最もよけ積み増しておる。これもまた、先ほど来申し上げたように、自己金融能力の増大なんだ。ある意味では、退職者のためと、こうおっしゃる

ならば、退職者のために政府がこれを凍結するとかなんかにいうなら、まだ私わかるのです。そうしてその退職者に、倒産したり何かしたときに、そこから出してやるというなら、これはまだ労働者のためにもなるんだから、私は認めないわけじゃないのだけれども、そうじゃない。企業にあってはやらしておけば、さっき申し上げたように、倒産する会社はもう刀折れ矢尽きるまで奮闘努力するんだから、退職給与引き当て金なんて、かりに積んであったとしても、こんなもの全部なくなっておる。そこで労働者は、路頭に迷うという結果になってしまうのです。

ところが、反面、絶対といっていいほどつづれつこのない大企業は、これはしたま退職給与引き当て金なんというものをかかえておる。この特別措置の税をまけてやるねらいつけるのが、一体どこにあるんだろう。ほんとうに退職する人たちのために、この税制をつくったんだろうか。大企業のために、それこそ大企業の自己金融能力を高めるためにこれをつくったんだろうか。これは局長、どっちだと思ひます。

○高木(文)政府委員 毎年どうも阿部先生から退職給与引き当て金のことについてはしかられるわけでございますが、先ほど来お話しのお害防止準備金や何かとは、若干、私はこの問題について、先生の御見解と意見を異にしておるわけでございます。確かに退職給与引き当て金制度が倒産とかなんとかという場合に役に立たないことになるとおそれがあるというの、一つの問題でございます。問題でございますけれども、やはり二十年なり二十年なり職員がつとめておる、その場合に、退職金を支払うという義務が企業側にある、それはやはり一種の経費性がある。支出の時期はあとになりますけれども、その期その期に於いてやはり引き当てておかねばならない、その企業が将来どうなるかわからないわけでございますから、その分を利益と見て課税をしようというわけにもなかなかいかならないのではないかと、ある種の経費性を十分認め得るものではないかというふ

うに考えられるわけでございます。現在、企業会計におきましても、商法の上におきましても、負債性引き当て金として認められているというものは、そういう理由であらうかと思うのでござい

ます。先ほどの公害準備金のような場合と違いました、必ずそれはやめたときには払いますよという約束があるわけでございますから、その意味で債務性がある、負債性があるという点において、公害防止準備金について私は相当疑問があるように申しましたけれども、退職給与引き当て金については、その意味では、だいたい公害防止準備金とはやはり性質が違ふものではないかと思ひます。でございまして、現在、退職給与引き当て金につきましては二分の一までは認めておるといふことは、税法だけの特例措置ということではなくて、商法上の扱い、企業会計上の扱いとある程度歩調を合わせながらやっていると意味のあるものでござい

ます。ただし、おっしゃいますように、本来いざというときに役に立たないかという問題につきましまして、また別途、税法の問題外に問題があるわけでございます。たとえば、中小企業退職金共済事業団への積み立てという制度が現在ございます。そしてそれも税法上の特例措置といえますが、やはり同様の制度が認められておりますけれども、何かそういうふうな外部拠出のほうに持っていくほうがいいではないかということ、制度論として先生の御主張は十分わかるわけでございますけれども、そういうふうな外部積み立ての場合だけ引き当てを認めないということ、税法でそこまで要求するのはいかなるものかと思ひます。その点では、残念ながら、先ほどの公害防止準備金とは若干私は違つた感じを持っております。○阿部(助)委員 最後に、せっかく大臣お見えになっておるので、大臣からこれをお伺いして終わりたいと思ひますけれども、私はどうも今度の減税には合点がいかない点が多々あったわけであり

ますが、今後減税をするそのあり方、これをちょっと伺ひたいのであります。

一言で言ってみて、今度の場合にも、四、五百万円以上の人たちから負担が軽くなっているんじゃないか。そしてそれを補うために間接税の増徴、所得税の人的控除の引き上げは不十分だった、たいしてこれはやっていない。全体で見ると、地方税のほうも、これまた給料が上がってくと重くなってくるというふうなことで、減税減税というけれども、低所得層や何かにはあまりありがたみがなかったのじゃないかという感じがするわけであり

ます。そこで、経済社会基本計画によりまして、昭和五十年までには租税負担率は二%から三%上昇を予定しておるようでありまして、これは間接税の増徴という形でいくのか、それともどういうなによつてこの二%から三%増税をしようとしているのか、その内容をお伺ひをしたいと思います。

○高木(文)政府委員 私どものいま持っております見通しでは、たとえば、特別な税制を新しく起こすというふうなことをいたしません。それからまた、毎年毎年の減税を全くやめてしまつていうことをいたしません。従来ありましたような、よく物価調整減税というふうなことをいわれておりました、あの程度の減税をいたしまして、大体、目標年次までに二%ないし三%程度の負担の増は期待できるのではないかと。これは実は四十九年度の税制改正の際に、あまりにも大規模な減税をいたしますと、あとになってから今度は増税をしないと福祉計画に適合するような税構造にならぬということになってはまずいということ、ごくラフではございますが、大見当はつけておるつもりでございます。今度のように、非常に大規模な減税ということをそうしよつちゅうやるわけにはまいりませんけれども、今後、従来ありました程度の減税は行ないながら、かつ非常に大規模な新しい税制の想定ということをしなくても、ほぼこの計画のとおりに行進するということ

になるのではないかとこのように見ております。
ただし、それには大前提がございます。この
経済社会基本計画そのものがいろいろの前提を置
いておるわけでございますけれども、経済の成長
率全体をどういうふうにかえたらよろしいのか、
いままでよりはもう少しスローダウンした成長を
考えるべきであらうとか、経済社会基本計画その
ものを見直すべきだという議論がまた最近になっ
てどうしても出てきておりますから、それとの関
連でどうなつてまいりますかは、だいぶ先のこと
でもございまして、なかなか見当をつけにくいわ
けでございますが、ごくラフな感じでは、いま申
し上げたようなことを頭の中で考えておるとい
うところでございます。

○福田事務大臣 経済社会基本計画は、私はいま
の混乱の事態が終息をする、その終息したあとの
日本の経済の姿、それを踏まえ、それから今後の
日本経済の歩みを策定する、こういう段取りにな
るのだらうと思うのです。したがって、いま経済
社会基本計画がありますけれども、これはもう私
は根本的に改定を要する、そういうふうに思うの
です。ただ、その中にある一貫した思想として社
会福祉政策を強化する、こういう考え方、これは
私は思想として取り上げていい問題である、そう
いうことが今後の長期計画の非常に大きな柱にな
らなければならぬ、こういうふうに考えておりま
す。

そういうことを考えますときに、これはどうし
てもそのための財源という問題が起るわけであ
ります。それでありまして、今日の租税負担率より
やや重くなつていく傾向を持つであらう、こうい
うふうに思うのです。その重くなる率というもの
、それはこの新しい経済計画がきまらぬときま
りませんけれども、まあいずれにしても、成長が
とまるということはありませんから、それに従い
まして、多少直接税の負担率も上がつてくること
は可能であらう。あるいは場合によると、ほうつ
ておきますと直接税偏重というふうな傾向さえ
出ないとも限らぬ、こういうふうに思いますが、

いずれにいたしましても、その負担力が経済の成
長とともに出てくるということは、これは私は予
見していいと思うのです。

ただ、最初申し上げましたように、この経済社
会基本計画というものは根本的に洗い直しをしな
ければならぬ、こういうことでありますので、い
まの計画が予定しているそういう負担率の割合で
負担率の増加ということになるかどうかは、いま
予見できない、かように存じます。

○阿部(助)委員 では終わります。

○安倍委員長 次回は、明六日水曜日、午前十時
理事会、午前十時三十分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

大蔵委員会議録第七号中正誤

ペジ	段行	誤	正
三一	一	特にこ	特に
三一	九	硬直性へいう	硬直性という
三二	三	思うですよ。	思うのですよ。
三三	三	高度成	高度成長
三四	三	定期制預金	定期性預金
三五	六	問題	問題
八	一	おいては	おいて
九	三	申し上げて	申し上げますが、
二	一	末五	地位協定
三	一	地仕協定	冒頭
三	三	昌頭	冒頭
六	二	たぬえば	たとえば
七	二	問題	問題
三	一	末三	一年
二	二	なるほど納得	なるほどと納得
三	一	元	できるわけ
三	一	末	労働金庫の
三	二	得てこういう	得ているこうい
三	三	末(武藤委員(山)	末(武藤(山)委員
三	三	遠慮できぬ	遠慮できぬ
三	三	あつた	あつた、
三	三	表明	表現
三	一	末三	したいと
三	二	もの限る	ものに限る

